

むつ市議会第238回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成30年12月10日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）20番 村 中 徹 也 議員

（2）10番 東 健 而 議員

（3）14番 中 村 正 志 議員

（4）5番 横 垣 成 年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
10番	東 健 而	11番	佐 賀 英 生
12番	富 岡 修	13番	大 瀧 次 男
14番	中 村 正 志	15番	濱 田 栄 子
16番	浅 利 竹 二 郎	17番	佐々木 肇
18番	齐 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
20番	村 中 徹 也	21番	川 下 八 十 美
22番	半 田 義 秋	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	鎌 田 ち よ 子
26番	白 井 二 郎		

欠席議員（1人）

9番	菊 池 広 志
----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛 人
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 査 委 員	齊 藤 秀 一
選 挙 管 理 委 員 長	畑 中 政 勝	農 業 委 員 長	立 花 順 久
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健 康 推 進 部 長	徳 田 暁 子	子 ども 部 長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規	都 市 整 備 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

部産長
 営局長
 営局道長
 画部画課幹
 市部課幹
 部民課査
 部課事
 部畜課
 業課
 水道
 策整
 備木
 生一ツ主
 務務
 経農振
 林興
 公企総
 公企下課
 下課
 企政企調主
 都整土主
 民市入主
 総総主

酒野中鈴遠林佐
 井坂村木藤林藤
 一武
 雄史亨人規力昭
 雄史亨人規力昭

理会局幹
 管員務主
 業課
 務務進
 備木
 務務主
 務務
 務務
 選挙務主
 公企施
 総総行推主
 都整土主
 総総主
 総総主

橋川佐立井畑
 立島藤花向中
 宣一めぐみ永秀佳
 幸彦
 咲明奈

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

東奥堂
 雄本崎
 雄聡重
 二志希子

次主主
 長幹査
 長幹査

伊葛井
 藤西田
 泰信周
 成弘作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（白井二郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、村中徹也議員、東健而議員、中村正志議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

◎村中徹也議員

○議長（白井二郎） まず、村中徹也議員の登壇を求めます。20番村中徹也議員。

（20番 村中徹也議員登壇）

○20番（村中徹也） おはようございます。これより約1時間、私村中徹也の一般質問をお楽しみください。今回もすばらしい質問でありますので、早速質問に入ります。

まず最初は、宮下市長がドナー登録をしたことに関する質問であります。

ここに1枚のはがきを持ってまいりました。市

役所からの「がん検診を受けましょう」という案内のはがきです。この中に、「今や国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています」と書いてあります。

私の感覚からすると、がんを宣告された人、また余命を宣告された人、そして医学の発達等々を考えますと、2人に1人ではなく、ほとんどの人ががんになり、ほとんどの人は、そう簡単に亡くならないのではないかという感覚を持っております。

その証明とは言いませんが、現職の市議会議員の中でも、約6名の方々ががんを告知され、それぞれ適正な治療を受け、今日市政発展のために尽くしております。理事者側も同じです。市役所職員でも、がんになり、大病を患って、見事復帰した人が何人もおられます。

しかし、やはりがんと診断され、そしてあと数カ月、あと数年と余命を宣告されることは、想像を絶するショックであります。私もそうでありました。気が狂いそうで、夜寝るときには、このまま寝たら朝が来ないのではないかと、そして病室の鏡の中に自分を迎えに来た使者の覚醒を見たり、がんの治療以外に孤独との闘いも容易なものではありません。

1つご紹介をいたしましょう。突然がんで告知され、余命を宣告された中学2年生の少女の話があります。この少女は、病床でお母さんに尋ねたそうです。「ねえ、お母さん、この病気はどうして私を選んだの。どうして私でなければいけなかったの。ねえ、お母さん、神様はどうして私を選んだの、教えて」とお母さんに尋ねたそうです。

お母さんは、何も言うことはできなかったそうです。ただただ我が子を見詰め、じっとしているだけだったと聞いております。

この少女は、亡くなる前に、自らの問いに対して答えを出していきました。最後にご紹介いたし

ましよう。

このようにがんを告知された人が、まず最初に思うのは、なぜ私なの、どうして俺なのか。2つ目は、いつ死ぬのか、いつまで生きられるのか。3番目が、治療方法はあるのか、手術は、費用は。4番目に思うのが、社会復帰は可能か、寝たきりになるのか。そして、最後に思うことが死。死を覚悟し、後に家族が困らないように遺書を書きとめることだそうであります。

私も今申し上げた5つのうちの4つを思い浮かべ、そしてドナー探しをしているころには、最後の5番目も意識するようになり、いつ何どき不測の事態になっても、大切な人が困らないように全てを作成し、パソコンに保存をいたしました。

その後、ドナーのめどがついたのでありますが、都内の専門医療機関から、移植後の生活環境が原因で断られることになりました。

ショックの余り、病床で泣きじゃくることもありました。しかし、ひとしきり泣いたら、ばかげたことねと笑って、歌の文句ですね、これは。こんな泣いている暇はない、一歩前に踏み出そう、現実を受けとめてできることをやろうと自分を鼓舞して現在に至っておりますが、それにしても多くの方々の励ましは、本当にありがたかった。励ましにまさる医療はないと思うくらいに感謝をいたしております。

さて、そういう状況の中で、本年9月5日、むつ市議会定例会の斉藤孝昭議員の一般質問において、市長は突然とドナー登録を表明いたしました。私は、鳥肌が立つ感覚でありました。全く予期せぬ、まるで私がそのドナー探しと骨髄移植に苦慮しているのを知っているかのように、また都内の専門病院を退院してまだ1週間余りの期間に、それを見透かしたようにドナー登録を表明したのであります。

ドナー登録には、年齢制限がございます。県内

の40市町村の首長の中では、数名しか該当しない中で、宮下市長、あなたの称賛に値する行動は、私たちドナー待ちの移植待機者にとっては生きる勇気とあすへの希望を与えてくれました。本当にありがとうございました。今現在ドナーを探して移植を待つ約200人を代表し、厚く御礼申し上げます。

そこで、市長にお伺いをいたしますが、今回のドナー登録は、どのような心境ゆえの行動か。現職市議のドナー探しも影響しているのかお尋ねをいたします。

さて、市長がドナー登録を表明した日、その夜に同志数名が私の仮退院と称して食事会を開いてくれました。一様にそのことが話題になり、「あすの朝刊が楽しみだ」、「いや、一般質問よりも囲み記事になるかな」、「テレビにも出るだろう」等々市長のドナー登録をさかなにしておりました。

しかしながら、媒体となるべきマスメディアが、確認できる範囲では日付おくれの後記事があるだけで、首長のドナー登録という一般人よりはインパクトがある事案をインパクトのある記事として扱っていないように感じたわけであります。市長のドナー登録で社会に広く周知され、血液がん患者に光明をもたらしてくれると期待していただけに残念でなりません。

市長、今回の件に関して、マスメディアは移植待機者に配慮し、積極的に貢献すべきだったのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

3つ目は、ドナー登録者から実際にドナーとなって骨髄液及び抹消造血幹細胞を提供した場合の、それに費やす休業、通院及び入院等々に対する助成制度の確立と、またドナーになることで恐怖、危険、痛い、後遺症が残るといった偏見や誤解を取り去ることが重要であると思います。市長にお尋ねします。官民間わず、個人が負担となら

ずドナー登録ができる環境づくりと、危険、痛いといった偏見や誤解を、間違った情報を払拭する手だてを講じていただきたいと思います。お尋ねをいたします。

大きな2点目の質問は、関根浜にあります中間貯蔵施設に関する質問であります。まず、この問題をざっくりと整理すれば、関西電力が自社の使用済み核燃料を関根浜の中間貯蔵施設に運ぶことを目的に出資やファンド設立計画が最終段階であるとの報道がされたことに端を発しております。このことに当事者として蚊帳の外に置かれ、ないがしろにされたむつ市が4つの措置を講じて真相の究明を求めました。

1つが、職員との接触と市役所への出入り禁止。2つが、国への基本的認識の確認。3つ目が、青森県への公開面接要求。4つ目が、リサイクル燃料貯蔵、東京電力、日本原子力発電の公開の場での説明要求。以上の4項目を実施した後、本年6月14日、報道は事実ではないと結論づけて報告を行いました。

なぜこのようにむつ市長が憤慨し、厳しく対処したかということ、私が考察するに、事業者のプロセスの欠如であって、立地地むつ市に対して、礼儀、礼節を重んじなかったということだろうと思います。

くしくもこの日、ちょうど私の一般質問の日でありました。諸般の事情で取り下げたことで、幻の一般質問として今でも伝わっております。

そのときの質問の一つに、計画の信憑性や真実性は高いが、プロセスが問題だとの質問項目がありました。私は、自分なりに調査、考察してみたところ、かなりの高い確率で事実ではないかと当時思っていましたし、今日においてもますます事実であってもおかしくないという気持ちを持っておりました。

その内容は再質問におくとして、まず市長にお

尋ねをするのは、6月14日、報道は事実無根だったとする内容の報告以後、本事案に関しての関西電力、他電力事業者、東京電力及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の動向について把握していることがあるのかお尋ねをいたします。

中間貯蔵施設の2点目の質問です。さて、今回の報道の真偽はおくとしても、関西電力が関根浜の中間貯蔵施設に使用済み核燃料を貯蔵する、または中間貯蔵施設を新規建設するという事案は、事実であっても、全く違和感を私は覚えません。むしろそのような話題、事業推進のために企業として使用済み核燃料を関根浜の中間貯蔵施設に搬入できるかできないかという企業としての検討、努力をすることが義務であり、そのことをしないのであれば、電気事業者として無責任なことだろうと思います。

もし私が関西電力の社長だったとしても、むつ市関根浜の施設に搬入できないかの可能性について、社内で検討、調査させるのは当然のことです。

ただ、申し上げます。入れることは前提ではございません。そして、あくまでも今回はプロセスが悪かった、これだけは申し上げておきましょう。

そしてまた、この事案を考察していくと、もう一つの側面も見え隠れしています。それは、下北地域の他の町村に新規に誘致建設をするという本筋なのか枝葉なのかわかりませんが、話が伝わるにつれ、報道されるように、このことがむつ市関根浜の中間貯蔵施設に搬入するという話に歪曲していったのではないかという話もちろほ聞こえます。真偽のほどはわかりません。

しかし、これを前提にした場合、早急に原発施設内から搬出を迫られている電気事業者は、新規建設となれば相当の時間を要します。そうすると、やはり関根浜の中間貯蔵施設に一旦預かることになるのか。思いをめぐらせると、妥当なような気

もしなくはありません。

そこで、市長にお尋ねをいたします。使用済み核燃料の搬出を迫られている事業者が関根浜の中間貯蔵施設ではなく、下北地域のむつ市以外の他の町村に建設誘致される計画であった場合でも、6月のような毅然とした対応となるのか、お尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長のドナー登録についてのご質問の1点目についてお答えいたします。私自身、去る9月19日に弘前献血ルームにおいてドナー登録を行ってまいりましたことをまずもってご報告を申し上げます。

ドナー登録は、手続きが非常に簡単で、誰でも気軽に行うことができると感じました。私の場合、登録に要した時間は、受付で登録申し込みを行ってから医師の問診と採血まで約15分程度で完了いたしました。

今回の私のドナー登録につきましては、昨年職場において身近にドナーとなった職員が骨髄提供後も変わらず健康で第一線で仕事に取り組んでいること、ことし7月に当市で開催された骨髄移植をテーマとした県民公開講座に参加し、骨髄提供の際のリスクもより少なくなったというお話を医師から直接伺ったこと、そして現職市議が移植が必要な病気を患っているということを知ったこと、またそのことをおもんばかった同僚の斉藤孝昭議員の一般質問というきっかけがあって、そのヒアリングでドナー登録で助かる命がある、命のリレーで誰かの命をつなぎたい、そのためには私自ら率先して行動し、ドナー登録者をふやしたい

という思いで決意したものであり、議場で、その答弁の中で宣言をさせていただいたものであります。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。テレビや新聞などの報道は、視聴者、読者に与える影響も大きく、市の施策を市民の皆様知っていただくための重要な手段の一つであると認識しております。そうした中で、今回仮に私の行動について大々的に報道がなされていけば、ドナー登録者の拡大に一定の効果があつたのではないかと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。全国的にドナー登録者は年々増加傾向にあります。実際にドナー候補に選ばれた場合、ドナー本人の健康上の理由のほか、事前の検査や骨髄採取のための通院、入院に伴う仕事上の負担や、休業による経済的負担により辞退してしまう方が多いと伺っております。

このような中、今回の私の行動に呼応して、担当部署では独自に調査研究を進め、ドナーの負担軽減のための助成制度について、来年度の予算に計上すべく検討を進めているところでございます。

また、ドナー登録の理解を深めていただくためには、骨髄移植に関する講演会などの誘致や採血会場での登録機会をふやすなど、関係団体との連携を図ることが重要であると認識しております。

今後もドナー登録者が安心して骨髄を提供できる環境の整備に努め、一人でも多くの皆様が多量登録を行っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、議場にいらっしゃる皆様、議会中継をお聞きの皆様にお知らせがでございます。本日、むつ市役所本庁舎において骨髄バンクドナー登録会を行っております。一人でも多くの患者さんの命

のたすきをつなぐために、皆様のご協力をぜひお願い申し上げます。

続きまして、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問にお答えいたします。去る11月20日に開催された政府と電気事業者とで構成する使用済燃料対策推進協議会において、電気事業連合会から提出されました使用済燃料対策推進計画に各社の使用済燃料対策方針が示されておりますが、その他の動きはないものと承知をしております。

次に、ご質問の2点目については、仮定の質問になりますので、お答えは差し控えさせていただきます。

なお、使用済燃料中間貯蔵事業において、当市に関連がある場合には、当然ながら今後も毅然とした対応で取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 再質問いたします。

まず最初に言うつもりでしたが、その前に、今の答弁で非常にびっくりしたのですが、ドナー登録の受け付けをしているということですか、この市役所で。もう一度詳しくお願いします。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） 本日12月10日なのですけれども、午前10時45分から正午まで、そして午後1時半から午後4時まで、本日献血とあわせてドナー登録会も行っております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 大したものですね。これヒアリングしていませんので、私も今初めて知ったのですが、僕の一般質問の通告が11月27日の開会日より約2週間ぐらい早く通告していたと思うのですが、きょうドナーの受け付けを市役所でやっている。これは、私の一般質問もしくは私の今回の通告が何らかに影響しているのか。これは、相当

前から決まって、きょうドナーの募集をしているのか。そこら辺お願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） めぐり合わせだと考えていただきたいと思います。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） めぐり合わせ。あるのですよ、よくこういうことが。でも、自分が一般質問で取り上げたこと、そしてまた一般質問でなくても、市民の困っていること、悩んでいることを担当課に直接言った場合に、それが達成されるとなると、これこそやはり議員冥利、議員になってよかったと思うのです。特に土木行政、道路の悪いところとか、言ったらすぐ直してもらったとか。まさしくこのドナーもそうです。本当にきょうやっているのですか。ありがとうございました。後で寄ってみます。

それから、もう一つびっくりしたのは、来年の予算計上するということですが、これにもびっくりしたのですが、もうそれは決定でよろしいですか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 決定していただくのは議員の皆様ですので、提案はさせていただきたいと思えます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 今のお話ですと、3月に予算案を上程するというので決めるのが議会だと。そうしますと、平川市、大鰐町、中泊町、佐井村に続いて県内5番目の自治体の助成制度になりますが、規模は各自治体大体似ています。ざっくり言えば、2万円の1万円とかになっていますが、大体そういう規模でよろしいでしょうか。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） 同様の規模を考えております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） このドナー登録については、答弁を今聞いて非常にびっくりしております。そしてまた、市長答弁の中に、私の行動を云々して職員が積極的にやったという話がございますが、市長がこれやれと命令しなくても、職員がもう自発的にやるべきだという庁舎内の雰囲気が出ていたということでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） いわゆるそんなたくということではなくて、こういった一連の行動が職員の心に響いてやっていただいたのだと思いますけれども、具体的には恐らく部長から答弁していただいたほうがいいと思います。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（徳田暁子） 今回市長のドナー登録のほうにも随行しまして、随行した職員もドナー登録もいたしましたし、やはり今できることとしたら、やはりドナーを受けやすくする体制を整えることが一番であろうということで、部の中で検討して、予算のほうに計上させていただきました。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ありがとうございます。

どうして私がこのドナー登録の質問、そしてこれには血液がん、血液がんには白血病、リンパ腫、骨髄腫の3つがありますが、なぜこれを取り上げたかということ、一つには身近になったからと言えればそれまでです。もう一つは、ほかのがん、肺がん、大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がん、その他いっぱいございますが、ほかのがんは患者とお医者様2人で完治ができるのです。化学療法しますか、放射線治療しますか、遺伝子療法しますか、手術しますか、この4つで治るのです。医者がそれなりの経験を積んでいて、がん患者も、それであれば治るのです。ところが、血液がんというも

のを根治するには、完治するには、第三者の骨髄が必要なのです。患者と医者2人では完治しないのです。ですから、自分の力をもってしても、いかんせんどうにもならない。こういうことで、この血液のがんを今回取り上げたのです。

もう一度言います。あとのがんは、お医者様と患者の意志がそろえば完治するのです。血液がんだけは、第三者の力をかりないといけない、こういった特殊性があります。それで今回取り上げたわけです。

市長にまだお聞きしますけれども、私も骨髄を4度ほど取りました。この背中にあります、お尻の上に、両サイドにありますこの骨からとるので、脊髄からはとりません。勘違いしている方が多いかと思いますが。痛くもかゆくもないのです。私は、部分麻酔でやりました。ドナーになりますと、全身麻酔でやるそうなので、全く痛くもかゆくもないのです。市長は、こういうふう骨髄を採取するという方法を知っていて登録しましたか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 最初の冒頭の答弁で申し上げたのですけれども、ことし7月に骨髄移植をテーマにした県民公開講座ということに参加をさせていただいて、そのときに医師の方から直接そのような形で採取するというのを伺っております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ドナーの関係については、また最後に一言だけ触れますので、とりあえず一旦これでドナーを終わらしまして、中間貯蔵に移ります。

先ほどの答弁ですと、関西電力、東京電力、リサイクル燃料貯蔵株式会社の動きについて承知していない、知らないという、ないという答弁でしたが、動きがあって知らないのか、全く動きがな

いのか。これは、どちらの知らないということでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 国と、それから各事業者とは、日常的にコミュニケーションをとっております。また、定期的に報告も受けておりますので、そうした中で我々が動きを承知していないということは、動きがないということ認識しているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 動きがない。断言されましたが、私の調査では、はっきり申し上げて、この話は消えていないのです。ある団体、ある場所、ある集団に調査をしましたところ、関根浜の施設に搬入するという事は、選択肢としては消えていないのです。残っているのです。むしろそれが議論されているのです。もちろん日本で一つの施設ですから、第一候補として現実に残っているのです。私の調査では、です。ニュースソースは明かせませんが、市役所側と私の調査では若干ずれがあります。これをどっちが本当かということ争うつもりはありません、お互いに情報網がありますから。

そこで、話を1ついたしますが、中間貯蔵施設、関根浜へ行ったことがあると思えますが、あそこにちょっと皆さん立っていただきたい。津軽海峡を目の前にして、北を真っ正面に向いて左が中間貯蔵施設の玄関です。わかりますね。右が他の市町村の管轄の土地です。市道のすぐ右が他の町村なのです。もし仮にです、市長、仮の質問に答えられないという壇上の答弁でしたが、もし仮に他の電力会社が今の関根浜の中間貯蔵施設に隣接、極近です、隣接する計画があったとしたら、どんな悪い影響があるのですか、どんな悪い影響があるのですか。市長は答弁の中で、市に関したことであれば毅然とした態度をとる。他の町村に新規誘致

をする建設は、当むつ市にとっては関係があるのですか、ないのですか、お聞きをします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、答弁ということになりますと、当市に関連がある場合には、当然ながら今後も毅然とした対応で取り組んでまいりますというふうに答弁をさせていただきました。

そして、今の仮の質問ということでもありますけれども、仮の質問に、仮定の質問になりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 他の自治体に建設する場合は、当市に関係ないということでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 仮定の質問になりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 話を戻しましょう。

9月定例会で山本留義議員がかなりしつこく、そして深く質問をしております。市長はその中で、文脈の前後は省きますが、海に向かって叫びたいとか、よっぽど憤慨していたのでしょうか、何かというと、事業所を青森市に設けたことです。そのことで憤慨していたのが、この文面からも読み取れるわけなのですが、どうなのでしょう、市長、当時の怒りはおさまりましたか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） おさまるところか、拡大をしています。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） あれから拡大している。あれからさほど動きはないし、謝罪とか正式にあったかどうかはわかりませんが、何が怒りを増幅させているのですか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 知事から直接その見解を伺

っております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） そうですよ。私も実は増幅は別にしても、非常に山本留義議員と同じ気持ちなのです。山本留義議員は発言の中で、青森市にできました事業所、例えばオペレーションセンター、そしてピリングサポートセンター、バックオフィスセンター等々、300名の雇用と言っていますが、若干250名です、約300名なのですが。

市長、頭に来たという言葉が適切かどうか、まだ怒っていらっしゃるようですので、あえてそれに火を注ぐような質問をしますが、300名の雇用って、市長、大きくないですか、これ。30万人の都市の300人と、むつ市は6万人弱でしょう。その300人の雇用。こういったオペレーションセンターとかピリングサポートセンターとかは、電話回線とネット環境があればできるのです、どこでも。むつ市には、それがあつたのです。この雇用はもつたない。もう一度これについて答弁をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そもそも今回のこのコールセンター等の立地、コンタクトセンター等の立地ということでいきますと、我々が問題にしているのは、東京電力の部分ということでありますので、これは当然ながら当地にR F S社、そして東通村に原子力発電所を建設しているということでいきますと、立地地点、これをないがしろにするような行為ではないかということでの憤りということでもありますので、その他の電力会社については、特に私は問題にしてございません。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） わかりました。でも、いつまでも怒ってばかりいられない状況にもあります。

ところで、市長に、事務方でもいいのですが、関西電力は年内に福井県に対して搬出ではなく

て、搬出する場所を届けなければいけない、年内です、12月31日までです。それは、情報としてどうなのですか、かないそうですか、かないそうでありませんか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ご指摘の事業者の問題だと認識しておりますので、当市には関係ございません。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） そうしますと、中間貯蔵施設はいつ安全検査が終わって、いつごろ一番最初のキャスクが運ばれる予定なのか、お尋ねをいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） R F S社の新規制基準適合性審査の進捗状況、それから事業開始時期の見通しにつきましては、これは6月にR F S社から報告がありました。現状の工程を見直しせざるを得ない状況にあるというふうに伺っておりますので、今後同社よりしかるべき時期にしかるべき説明があると考えております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 関西電力もリサイクルのほうの完成検査も何も決まっていない、先行きが見えないのです。見えないのはしょうがない。しょうがないといっても、しょうがないで済まされない部分もあります。

そうしますと、関西電力の問題なのですが、年内に福井県に届けることができないと私は思っています。市長は、他の範疇だから答えないとはいいますが、どうでしょう、年を越したら、この関西電力が福井県に約束した年内というのは、もうリセットされるのですが、この場合は関西電力と福井県はどういう話をするのでしょうか。質問していませんよ、他のことですから。私が想像するに、もう一度福井県と関西電力は話をするのです。

何度も言います。ここは、むつ市は、全国で1つしかない施設の中間貯蔵施設があるのです。山本留義議員も言っていましたね、四国、九州、いろんな場所が断っていると。今や我々人間も国も飽和状態になって、こういったものは、もう持ち込まずともいいような人間性になっている、日本の人種というのは。前は違ったのです。ですから、これからも受け入れるところはないです。

ですから、市長、まだ6月に挙げた握り拳をおろしていない。6月に1つばんとやって挙げた握り拳が、今話を聞いたら、2つ挙げているのだ、今。ますます怒っているという話ですから。いつかこれを、挙げた握り拳をおろさなければいけないのではないですか、市長。いかがですか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何か誤解のあるような質問ですけれども、私が憤りを感じていると申し上げたのは、青森市内への東京電力のコールセンターの立地の件に関してでありまして、6月の某電力のお話というのは、これはありもしない話が報道にあったということで、怒ってもないという状況でございます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） ありもしない話ではないのです。共同通信が否定しませんから。ニュースを発信したところが否定していませんから、ある話なのです。これを突き詰めていくと、正鶴ではないにしろ、とある担当大臣が電気事業連合会の電気事業者を前に、みんなで協力してやれと、この一言がそんたくを受けてこの話がスタートしたように見えるのです、調査をしていきますと。だから、直接的に言わなくても、これはもともとある話なのです。

ですから、私が何を言いたいかと申しますと、ほとんど質問には答えていただけませんでしたけれども、当市に直接関係ある話で、例えば関西電

力の社長、東京電力の社長、リサイクル燃料貯蔵株式会社の社長、日本原子力発電の社長等々が市長に面会を求めた場合、もちろんキャスクを運ぶとか運ばないとか、そういう話ではないです、面会を求めた場合に、市長はお会いになるということによろしいですね。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、会うべきかとか、会わないべきかということ以前の問題として、この使用済燃料中間貯蔵事業というのは、これは国との十分な協議というものが前提で、それから県、さらには東京電力ホールディングス、日本原子力発電株式会社とむつ市との4者協議の中で立地協定ですか、これ締結して進めている事業でありますので、その他の会社が入る余地というのは、これはないわけです。したがって、個別の会社が面会を申し入れても、そのことによって動く事業ではないということをご理解を、当然していただいていると思いますけれども、いただきたいと思えます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 要するに協定書の中には、それは書いてあります。東京電力と日本原子力発電以外のキャスクを運んでは、それ以外は運ばないと書いているのです。だから、それは守るべきです。そうではなくて、市長がそこまであることのない話が報道されたという、その当事者が関西電力ですから、関西電力そのものが、トップが市長にお会いしたいと言ったら、何度も言います、入れる入れないの話ではないのです、そういうことではないのです。キャスクを運ぶとかの話ではなくて、表敬訪問でもいいではないですか、したいとなった場合に、それは断る理由はないと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 理由もない人と会うほど私

も暇ではないので、お断りをさせていただきます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） それでしたら、経済産業大臣
いますよね、経済産業大臣、そして電気事業連合
会の会長が表敬訪問したいといった場合にお会い
しますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 経済産業大臣が表敬訪問し
たいという、そういう名誉な申し入れがあれば、
当然受けることになろうかと思えますし、電気事
業連合会ということであれば、これは中間貯蔵施
設にかかわらず、現在再生可能エネルギーも含め
て全般的なお話があるということであれば、これ
は受けることになろうかと存じます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 受けると。私は、当然そう思
います。

市長が会って何かを決めたって、市長一人で決
められるものではないのです。むつ市にはれっき
とした議決機関、むつ市議会というのがあるので
す。ここの承認、ここの議決をいただかないと、
何もやれないのです。もちろん理由をつけて上程
するのは市長です。ですから、関西電力、ほかの
電力会社が関根浜に入れようとか入れまいとか、
話の真偽は別としても、いろんな話をして決める
場合は、このハードルが高いのです、むつ市議会
という。知事一人を口説いたって、知事におべっ
か使って事業所を設けたって、決まらないのです。
市長を口説き落としただって決まらないのです。む
つ市議会があるのです。これだけハードルが高い
のです。

何度も言います。青森市に事業所をつくったの
は、戦国時代で言えば、城攻めをするのに外堀を
埋めたら、城の殿様、むつ市長が怒ったというこ
とです。プロセスの間違いなのです。市長の性格、
市長の行政手腕を見間違ったのです。

話は戻ります。会うのですね、向こうから来た
ら。もう一度お願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しになりますけれど
も、一般論として申し上げますが、仮に経済産業
大臣が面会を求めてきた場合にお断りする市町村
長というのは、ほとんど皆無だと思えますし、そ
の中に私も含まれると思えます。また、電気事業
連合会の会長ということで表敬ということがあれ
ば、これは受けざるを得ないというふうに思いま
すし、そのことは繰り返しになりますが、そのテ
ーマによっては、それは考えなければいけないと
思いますが、少なくとも中間貯蔵というこ
とでなくて全般のお話ということであれば受ける
ということでご認識をいただきたいと思えます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 当然、来ると全ての話をする
のです。それなんかわかっていることですから。

わかりました。そういうことですので、困って
いる人がいますので、私も他人事で申しわけない
のですが、年明けに関西電力の社長と福井県が仲
悪くなるのではないかと、余計なお世話かもわか
りませんが、非常に心配になってまいりまして、
そこに安易に乗らない。安易に乗らないという意
味は、よく昔から言われるのです、恋はしても結
婚はするなど。行政と電力会社です。要するにあ
めとむちです。昔あれだけ言われて、金が欲しい
のか、金が欲しいのか。特に西日本の交付金をも
らっていない自治体からは、やゆされて言われた
のです。でもむつ市は、どこかの町村と違って、
電力会社とは恋はしても結婚はしていません。
言っている意味がおわかりになると思う。べ
ったりするなということ。だから、今のよう
にはっきりと断ることは断れる、話し合いに来た
ら応ずる。めり張りのある中間貯蔵施設の行政を
求めますが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 恋もするつもりはありません。そうしますと、負けてしまいますので、あくまでもビジネスだと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） また情報を仕入れて中間貯蔵施設はやりたいと思います。ぜひ経済産業大臣及び電気事業連合会の会長が来たら、全ての話で盛り上がっていただきたいと。正月明けに来るのではないのでしょうか。

さて、最後にまたドナーに戻りますが、先ほど壇上で中学2年の少女の話をしました。どうしてこの病気が私なの、どうして神様は私を選んだのという話ですが、この子が亡くなる前にお母さんに言ったそうです。「お母さん、わかったよ」と。もちろんお母さんは、黙って温かく見守っていたのでありますが、「お母さん、あのね、この病気が私を選んだ理由がわかったよ。だって、もしお母さんがこの病気になって死んじゃったら、私ものすごく悲しいもの。だから神様は、私の悲しむ顔を見たくなかったの。私を悲しませないために私を選んだのよ。だから、お母さん、安心して」と言って、数日後に亡くなったそうです。

お母さんは、親です。できることならかわってやりたい。そう思っている我が子からそう言われて、胸が張り裂けそうな気持ちになったそうです。親というのは、無条件に我が子を受け入れます。しかし、子供は無条件に親を思わない。いつわかるかといったら、その子が親になったときに我が子が無条件で受け入れる。ですから、今むつ市でがんと闘っている方、余命を宣告された方、たくさんおられます。市長、あなたにも守るべき大切な人がいると思います。そういった意味において、今の中学校2年生の少女と母親の話ではないけれども、がんを告知され、余命を宣告された方々は、こういった闘い、こういった苦勞、治療のほかに

もこういう苦勞もあるのだということをまず知っただけで、守るものがある市長、むつ市のがん患者に対してお言葉をいただきたいと思いません。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回こうした一般質問を受けて、その前から骨髄バンク登録という一連のことを自分で行動するにつけて、まず最初に、やはりパフォーマンスではないかということで、実は職員の中からもそういう声がありました。けれども、ただやっぱり自分自身でできることから始めたいというのがまさに自分自身のその市政に課している責任であり、テーマであるというふうに思っています。そうした中で、今回ドナー登録をして、来年度のその事業につながったということは、職員、それから一丸となってこの問題に取り組めた大きな一つの成果かなというふうに思っています。

とりわけ今回のがん患者全般ということもそうですけれども、骨髄移植が必要な患者さんの皆様に対していきますと、やはり命のリレーということで助かる病気だというふうに私は認識しています。高齢化対策の中で、よく「優しさでつながるまち」ということで申し上げていますけれども、その中心に私いたいと思いますし、また私自身の行動が「笑顔かがやく希望のまち」ということを標章しているこのむつ市の大きなきっかけに、これからはなっていくべきというふうに考えておりますので、どうかその点をご理解いただきたいと思えますし、繰り返しになりますけれども、本日も本庁舎において骨髄バンク登録ということでやらせていただいております。ラジオをお聞きの市民の皆様も、ぜひご協力をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） これで私村中徹也の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白井二郎） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 0 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（白井二郎） 次は、東健而議員の登壇を求めます。10番東健而議員。

（10番 東 健而議員登壇）

○10番（東 健而） 市民の皆様、そして議場の皆様、おはようございます。市誠クラブの東健而です。ことしも、早いもので、もう12月を迎え、あとわずかになりました。振り返れば、ことしは1月中旬から日本海側では大雪が続き、特に2月には北陸地方で記録的な大雪になり、北陸豪雪、福井豪雪などと言われたことは、皆さんもご存じのことと思います。それから、6月には大阪府北部で地震があり、7月には台風7号が発生、西日本を中心に大雨が降り続き、北海道や中部地方など、全国的に広い範囲で豪雨に見舞われ、このとき上流でダムが放流があり、河川で大規模な氾濫を引き起こし、多くの人命が失われたことは、まだ記憶に新しいことであります。

ことしは、台風による被害も多く、12号、20号に続き、21号では大阪の関西空港が高潮被害で停電になり空の便が大混乱、貨物船が連絡橋に衝突いたしました。台風24号では、各地に大雨被害をもたらし、9月6日午前3時7分、北海道厚真町で震度7の地震が起き、大規模な山崩れと建物被

害や道路が陥没、液状化現象がテレビで放映されていきました。北海道胆振東部地震と名づけられましたが、これにより北海道全域が停電、ブラックアウトになり、大混乱になったのは、まるできのうのようであります。

そしてまた、記録的な猛暑が続きました。7月18日は、岐阜県多治見市で40.7度、同美濃市で40.6度、7月23日には埼玉県熊谷市で41.1度の猛暑を記録、山梨県の甲府市で40.3度、8月3日名古屋市で40.3度、8月5日も39.9度、8月5日は、京都市で39.5度を記録しました。

これらの予期せぬ出来事で被害に遭われた皆様、避難されている皆様、そして今なお復旧作業に従事している皆様の安全と、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、来年は天皇陛下の退位と即位があり、5月から元号が変わります。統一地方選挙と、消費税が上がり、気の抜けない年になりそうあります。来年は己亥といういのししの年ですが、災害の起きないことを祈りながら、むつ市議会第238回定例会、ことし最後の定例会に当たり、通告どおり3項目の一般質問を行います。

1項目め、選挙制度改革の視点と投票率についてであります。平成28年6月19日、改正公職選挙法が施行いたしております。これは、20歳になれば与えられていた選挙権を拡大し、年齢を18歳以上に引き下げ、選挙権を付与するものであります。また、昨年6月14日には都道府県や市、特別区の議会議員選挙で選挙運動用のビラ頒布を解禁する改正公職選挙法が成立したことのマスコミ報道がありました。この法は、2019年3月1日に施行されて、これ以後告示される選挙から適用されます。これによって、来年4月から始まる統一地方選挙では、選挙運動用のビラの頒布が解禁になります。

このビラ頒布の改正内容は、どうしてこれが認

められるようになったのか、法も含めて、その内容がどうしてかPRされていません。よって、詳細についてよくわからない部分があります。

当市では、来年9月には現有議席26名から4議席が減り、22名の議席になる市議会議員一般選挙が予定されています。来年の3月1日の施行を前にして、改正後の公職選挙法はどのような違いがあるのでしょうか。選挙管理委員会では、既に内容を把握していると思います。ビラ解禁を含めての改正点について、4点の質問をいたしますので、わかりやすいご答弁をお願いしておきます。

1点目、選挙運動用ビラ解禁とその内容についてであります。来年の選挙について、法律がどのように適用され、運用されるのでしょうか。特に選挙運動用ビラ頒布はどんなところが変わったのか。当事者となる私ども市議会議員選挙では、4,000枚の選挙運動用ビラ頒布が可能と伺っていますが、詳細はどのようなもののでしょうか。改正公職選挙法のビラ解禁問題について、今まで禁止されていたものがどうして解禁になったのかご説明いただきたい。また、その内容については、ビラの大きさや形について、これは確定しているのか。極端に言えば、新聞紙のようなビラを考えた方がいいのか、また裏表を使用できるのか。以前に衆議院議員総選挙で話題になったうちわや金券入りの宣伝はどうか。例えば虚偽表現や、場合によっては背伸びして虚偽に近い言葉を述べることもあろうかと思えます。その規制範囲はあるのでしょうか。さらに、プロフィールや写真掲載など、内容的にどのくらいの表現を掲載できるのでしょうか。本人の自由意思に任せられるのか。選挙運動用ビラについて、選挙管理委員会のチェックはあるのか伺います。

2点目、選挙運動用ビラの公費負担と条例制定についてであります。議会で条例を制定すれば、ビラの作成費用を公費で負担できるとあるようで

すが、当市での動きはどうでしょうか。街宣車やポスターなどは公費負担となっています。選挙運動用ビラについては、その扱いについて知らされていません。自動的に今までの公費負担と同じ扱いにするのかどうか伺いたします。

3点目、選挙運動用ビラの頒布方法と頒布期間についてであります。ビラの頒布方法と期間についてお尋ねいたしますが、例えばプロの専門家に依頼し、作成したものを4,000枚、自分自身での頒布や運動員に頒布させてもいいのでしょうか。また、告示前の頒布は禁じられると思いますが、その他に折り畳んで郵便で送ることやポスティングなどは認められているのでしょうか。

4点目、若者の選挙権と投票率向上についてであります。平成28年6月から18歳以上の選挙権の年齢が引き下げられたことは前段で申し述べましたが、既に社会人になっている若者たちは別にして、高校在学中で一緒に過ごしている生徒の中には18歳に満たない生徒もいます。高校の内部でも混乱が生じているようですが、生徒の中には就職や大学進学を考えて、選挙を考えている場合ではないと苦情を訴えている人もおります。来年の統一地方選挙と県議会議員一般選挙、知事選挙、参議院議員通常選挙と、むつ市では市議会議員一般選挙が待っています。何回も投票すればなれてきますが、その投票行動について、誕生日が中間の場合、初めから投票できる生徒と、そうでない生徒が出てきます。そこで、高校生たちが投票しやすい環境をつくる必要もあろうかと思えます。県の教育委員会の対応も重要ですが、高校生の投票と投票率の向上について、選挙管理委員会ではどのような対策をお考えでしょうか。

次に、2項目め、消防行政の今後の見通しとあり方について伺いたします。むつ市消防ビジョンの策定の構想が9月20日に示されました。この構想は、人口減少を想定し、今後20年の計画と

し、5年前に見直し、毎年の進捗管理を行うと書かれています。この段階で、年々行政コストの大幅な削減圧力が生ずるとのことですが、この策定に当たり、11月から4回にわたり外部有識者を交えた懇話会を開催し、具体的な内容を策定すると説明されています。このことは、人口減少の時代が消防行政の将来にどのような影響を与えるか、どのような変化をするのかということを取先行しようとするものでありますが、このビジョンは我々が今考えなければならないことが多数含まれていて、まことに興味深いものであります。やがては分団の維持ができなくなり、存在に対する圧力が生じ、全ての分団が統合しなければならない時期が来ることを示唆しているものであります。しかし、これはまだまだ先の話であり、この対策は基本方針で示しているとおおり、毎年切れ目なく行われる必要があると感じます。

そこで、消防事務は広域行政で、消防団事務は広域行政へ事務委託という中で、どのような位置づけから市としてのビジョンを示そうとしているのか。それを考慮しつつ、私なりの視点で質問いたしますので、お聞きになっている市民の皆さんにもわかりやすいようにご説明いただきたいと思います。

まず1点目であります消防ビジョン懇話会の人選と開催場所選定について伺います。いただきました「むつ市消防ビジョンの策定について」には、市民に根づいた暮らしを守るという大義がありますので、実りある構想策定にしていきたいと思えます。

この11月から来年の3月まで、外部有識者を交えた4回の懇話会を開催するとありますが、外部有識者とはどんな人たちを指すのでしょうか。例えばワークショップのようなものか、何人で構成されるのか、そして有識者とは消防行政の退職者や行政出身者などだけを対象にしているのか。ま

た、どこで開催し、どのような人選になるのか、ご説明いただきたい。

一方、懇話会は4回開催される予定ですが、どのくらいの人数をどんな形や方法で参加させるものか。第1回目の場所の選定は、どんな方々が参加したのか。どのような場所で、話し合いの内容は公開か非公開か。お答えできる範囲で結構ですので、お知らせください。

2点目、消防団の今後の対策について伺います。平成17年3月14日の合併以来、消防職員、消防団なども増加しました。このたび知りたいことがありまして、下北地域広域行政事務組合の消防本部から現在の消防分団の数と定員枠と実員などの集計した書類をいただきました。それによると、当市のかかわる消防団は、大湊を含めたむつ地区が21分団、川内地区が14分団、大畑地区が12分団、脇野沢地区が8分団で、合計すると55分団になっています。この人たちが地域の安全安心を担っているわけでありまして。団員数を集計すると1,013人になっていて、定員枠はむつ地区は大湊を含めて535人、実員432人、うち女性2人。川内地区は定員300人に対し、実員が274人、うち女性が15人。大畑地区が定員250人で、実員190人、女性が7人。脇野沢地区は、定員170人、実員117人、うち女性が11人となっていて、それぞれ人口減少が加速しているため、軒並み定員枠を大幅に下回っています。団員が今後も減り続けることで、団運営にも支障を来し、消滅防止の統合を考えざるを得ないところが出てきます。

常備消防は、必要に応じて補強されている一方で、現在の消防団員は定年退職と入団者の減少で年々定員枠が満たせなくなりつつあります。このままでは、各分団に設置されている消防ポンプや消防ポンプ自動車の操作や消火訓練など、できなくなるのは時間の問題であります。

また、毎年火災予防運動や地区の見回り活動も

行われていますが、台風、大雨、土砂災害、大雪などの自然災害がいつ起きてもおかしくない今日、消防団員が手薄になっていることから、消防活動や災害時の協力が得られず、機能が麻痺しかねない状況が想定されます。したがって、消防団員の確保はどうしても必要になります。

しかし、それも相当難しくなりつつあります。よって、消防団員確保について、むつ市としては今後どのような対策をお考えかお伺いいたします。

3点目、消防団員の自動車免許取得についてであります。消防団活動に当たっての団員確保と相まって、運転員の確保も今後の取り組み課題として避けて通れない問題であります。自動車免許制度の改正により、現在の消防自動車を運転できるかどうかの問題が浮上しています。

2007年6月1日までに普通免許を取得した団員にあっては、8トンまでそのまま運転可能でしたが、2017年、昨年3月12日以降に免許を取得した団員は、普通免許の中でも3.5トン未満限定となっていて、3.5トン以上の消防車両を運転できなくなりました。このことは、新たに団活動に参加する若者にとって、現行の普通免許では現在の3.5トンの消防車両を運転できなくなるということでもあります。常備消防にあっては、既に対応されていると思いますが、現在の消防団車両は3.5トン以上が大方を占めていると思います。消防団員の中で、消防車両を運転できない団員がいないかどうか。緊急の場合、道路交通法違反となる運転を強いることがないように、今後新人団員を確保した場合は、運転免許の確認はどのようになっているのか伺います。

4点目、総務省消防庁の支援と当市の対応についてであります。総務省消防庁では、道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両の総重量は

3.5トン未満となったことを指摘しています。消防団で3.5トン以上の消防車両を所有している場合、将来的に当該自動車を運転するものの確保が課題となることから、2点の留意点を発表したことはご承知のことと思います。

この1点目は、消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設であります。2点目は、新制度下の普通免許で運転可能な消防車両の活用を、というものですが、必要とされる消防力など、地域の実情を十分勘案したうえで、消防自動車の更新機会などに合わせて、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車を活用することも検討するというものであります。この2点の問題について、市ではどのような対応をお考えでしょうか。

次に、3項目め、西通り地区国道338号の道路問題についてお伺いいたします。この問題は、今まで何回も質問してきましたが、七曲や狭隘場所の改修がさっぱり進みそうにありません。他に脇野沢までの七曲やバイパス道路もどようになっているのかとの問題もありますが、市民生活上欠かせない重要な道路でありますので、今まで取り上げた問題のある場所の今後の見通しと方向性だけでも伺いたいと思います。

以下、3点について県ではどのように考えているのか。市としてお考えと、緊急度を高めた打診をしていただきたいと思います。

質問の1点目は、宿野部地区の狭隘場所の整備状況についてであります。国道338号上の県への要望事項について、対策はどのようになっているのかということをお伺いいたします。

道路問題で宿野部地区の外れから蛸崎へ抜ける曲がりくねった道路は、来年の発掘調査を経て工事に着手するという見通しが、関係者のご尽力により過去の質問で示されていますので、今回はまず宿野部地区の川を越えた場所の民家の前の狭隘箇所（注）の改修状況について伺います。この場所も、

今まで重点要望事項に取り上げていただき、県へ要望してまいりましたが、最近危険であるにもかかわらず、県の方針の中でこの取り組み状況がどのようになっているのか全くわかりません。この場所は、宿野部橋を渡って少し脇野沢側へ行った酒店を営んでいた民家の前ですが、極端な狭隘場所になっていて、車の交互通行ができないところであります。道路の両脇の家には、今まで何回も車の衝突や接触事故があり、ことしも春先に車が衝突した場所がそのままになっていて、事故の状況を物語っています。市長も時々脇野沢へ行って、途中のこの場所の状態を見ていると思いますが、せり出している民家と民家の間を車が通行していて、大変危険な場所となっているのはご理解いただいていると思いますが、夏場でも事故が多く、これが国道かと思われ、地元民だけでなく観光客や観光バスも事故に巻き込まれたり、多くの車や人が懸念を示しているところでもあります。冬場には、両脇に雪がたまり、道路がますます狭まり、車が一方通行で通れなくなります。県の取り組みに対する動きと今後の整備状況の経過と見通しを伺います。

2点目、蛸崎地区の狭隘箇所解消についてであります。蛸崎地区も同じ問題を抱えています。男川橋も狭く、冬場には雪のため片道通行のようになります。その先の旧蛸崎小学校までの道路も曲がりくねっていて、真っすぐにしたらどうかと質問で取り上げたことがありました。これも全く見通しが立っていません。

それと、蛸崎地区には中央部にクランク状のかぎ手になっている場所があります。ここも冬場には雪のため道路が非常に狭くなる場所です。曲がりくねっていて滑り、事故多発地点となっています。このカーブをもう少し緩やかにできないかということでもあります。道路は車や市民の利便性の向上にありますので、現場を再確認し、

県へ再び強力で打診していただきたいと思いません。

3点目、川内初見地区の道路改修問題について伺います。この場所は、事故の多い場所でありますので、皆さんもご承知のことと思います。今は、夜間になると点滅するライトを電柱に取りつけて危険を知らせています。問題は、この3差路になっているところの民地となっている事故の場所の山側を少し買い取り、カーブを改修したり、山側の崖となっている場所を切り崩したりできないものかと考えました。これも県への打診としてお考えいただきたいと思いません。

このほかにも、まだ問題となる場所がありますが、壇上からの質問は、これくらいにしておきます。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

消防行政の今後の見通しとあり方についてのご質問についてであります。むつ市消防ビジョンは現行の消防体制について、持続可能な消防・救急体制の確立に向け、抜本的な改革を行うための将来展望、ビジョンを示すものであります。

ご質問の消防団の今後の対策など、非常備消防の体制の方向性につきましては、今後の懇話会の議論を経て、年度内には皆様に全容をお示しいたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

具体の答弁につきましては、消防ビジョン担当の鎌田副市長からとさせていただきます。

次に、国道338号西通り地区の道路問題についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙制度改革の視点と投票率についての質問の1点目、選挙運動用ビラの解禁と、その内容についてであります。これまでは地方公共団体の選挙については、平成19年から知事及び市町村長の選挙においてのみ選挙運動用ビラの頒布ができましたが、公職選挙法の改正により、平成31年3月1日以降に告示される都道府県または市の議会の議員の選挙においても選挙運動用ビラを頒布することができることとなります。

今回の公職選挙法の改正理由によれば、都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策などを有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるとする必要があるためとされております。

選挙運動用のビラの内容につきましては、むつ市議会議員選挙の場合、候補者1人につき選挙管理委員会に届け出たビラ2種類以内で、頒布の枚数の上限は4,000枚となります。選挙管理委員会が交付する証紙を添付しなければならないことになっております。大きさは、29.7センチ、幅21センチのA4判を超えることができません。記載内容につきましては、それが犯罪を構成する場合を除き自由ですし、両面印刷も可能で、色刷りの印刷や紙質についても制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名または名称及び住所を記載しなければならないことになっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、選挙運動用のビラの公費負担と条例制定についてであります。先ほど答弁いたしましたように、知事及び市町村長の選挙については、平成19年の公職選挙法の改正により、選挙運動用のビラの頒布が可能となり、このうち知事及び市長の選挙については条例を制定すればビラの作成に係る経費を公費負担とすること

ができることとされましたが、当市ではこれまで条例を制定しておりませんでした。

青森県内で市長選挙における選挙運動用のビラの公費負担のための条例を制定しているのは、青森市、弘前市、八戸市の旧3市のみでしたが、このたびの法改正を受け、8月に県内各市の対応を確認したところ、旧3市以外では1市のみが今年度中の公費負担のための条例制定を予定し、その他は検討中とのことであります。

今回再度確認したところ、さらに1市が今年度中に、2市が来年度以降の条例制定を予定しているとのことであります。

当選挙管理委員会といたしましては、このような他市の対応状況も勘案し、条例制定について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、選挙運動用のビラの頒布方法と頒布期間についてであります。頒布方法は新聞折り込みのほか、候補者の選挙事務所、個人演説会の会場内、街頭演説の場所での頒布のみに限られており、これ以外の方法は認められておりません。また、頒布期間につきましては、選挙運動期間、つまり立候補受け付け後、選挙期日の前日までとなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、若者の選挙権と投票率向上につきましては、佐賀議員のご質問に対しての答弁と重複いたしますが、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受け、当選挙管理委員会といたしましては市長部局と連携し、「高校生元気ふるさとアイデア選挙」を市内全高校で実施するなど、高校生に対する選挙啓発を図ってまいりましたが、平成28年7月の参議院議員通常選挙での18歳の投票率は33.86%と低い結果となりました。しかし、幸いにも平成29年10月の衆議院議員総選挙での18歳

の投票率は48.09%と上向いておりますので、今後におきましても、投票率が低い傾向にある高校生を含め、若年層の選挙啓発に努めてまいりたいと考えております。

そして、これからは高校生だけでなくもっと早い時期から選挙啓発が重要と考えますので、現在行っている生徒会役員選挙などで使用する投票箱や投票記載台の貸し出しや、小・中学生を対象とした明るい選挙啓発ポスターの募集、選挙出前講座などに力を入れていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 鎌田副市長。

○副市長（鎌田光治） お答えいたします。

むつ市消防ビジョン策定についてのご質問につきましては、一般質問初日の佐賀議員、2日目の野呂議員への答弁と一部重複することをご承願いたします。

まず、ご質問の1点目、消防ビジョン懇話会の人選と開催場所についてであります。むつ市消防ビジョン懇話会設置規程に基づき、むつ地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区の各地区から地域を代表する者として1名ずつ、そしてむつ市連合婦人会長、公立大学法人青森公立大学教授、消防団の各地区団長、下北地域広域行政事務組合参与でありますむつ市副市長、下北地域広域行政事務組合消防本部消防長の合わせて12名の委員で構成しております。

第1回目の消防ビジョン懇話会は、先月28日に市役所本庁舎会議室にて公開で開催いたしました。今後この委員の皆様で、今年度末まで3回程度の開催を予定しています。

次に、ご質問の2点目、消防団員の今後の対策についてであります。現在消防団員の募集につきましては、市のホームページや広報むつに募集記事を掲載しておりますほか、出初め式、観閲式などの行事についても市民の皆様にお知らせする

ことにより、消防団員の活動を広く理解いただくよう努めているところであります。

また、今年度はむつ市消防防災訓練の会場において、女性消防団員から消防団活動を紹介するなど、女性の目で消防団活動の必要性と魅力をじかに感じられる広報活動を展開し、消防団員の加入促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、消防団員の自動車免許取得についてであります。道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許では、運転できる自動車の車両総重量が3.5トン未満となりました。このことにより、平成29年3月12日以降に取得した普通免許では、現在むつ市消防団に配置されている消防団車両54台のうち39台が運転できない車両となります。もとより消防団におきましては、このような車両を無資格者が運転しないように徹底しておりますが、現在はほとんどが有資格者のため、消防団活動に支障を来した事例の報告は受けておりません。しかしながら、将来的に活動の障害になり得ることから、まずは現状を把握し、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、総務省消防庁の支援と当市の対応についてであります。消防団活動を行うに当たり、車両の運転及び操作はその基本であります。円滑な活動が確保されるよう、消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設及び新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の導入につきましては、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 国道338号西通り地区の道路問題についてのご質問の1点目、宿野部地区の狭隘場所の整備状況については、当該箇所は国道の両側に民家が連檐している状況であり、用地買収や物件補償が困難であることから、国道

を管理しております青森県において融雪溝を整備し、道路幅員を確保しております。

次に、ご質問の2点目、蛸崎地区の狭隘場所の整備についての男川橋付近とクランク部及び3点目、川内初見地区の道路改修についての国道338号と市道中畑葛沢線との交差点付近の整備や改修については、現在のところ事業計画はないということで青森県から伺っております。しかしながら、国道338号は川内、脇野沢方面に通じる最重要路線でありますので、市といたしましても、現状の把握に努め、国道を管理しております青森県に対し、下北総合開発期成同盟会を通じた重点要望などで引き続き要望してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） 1項目めの選挙制度改革の視点と投票率についてでありますけれども、選挙運動用のビラは2種類頒布できるということですね。こういうふうなものは、私たちは全然わかっていませんので、なるだけ周知してもらえようようにしていただきたいと思えます。

それで、今質問いたしましたものに対しましてご答弁いただきましたが、この内容ではもう少し考えなければならないと思うようなところがありますので、再質問として一括して4点質問いたしますので、ご答弁をお願いいたします。

1点目ですが、改正公職選挙法では、大ざっぱではあります、新聞の折り込みは可能となっております。では、この折り込み料や自主製作ビラなどは公費負担の対象になるのか。

2点目です。ビラの頒布は4,000枚、今2種類と言いましたけれども、個人個人でこれにかかる経費もまたまちまちだと思いますが、選挙管理委員会で認める経費の許容範囲といいますか、どのぐらいまで認めるのか。また、告示日以外でもビラの頒布はできるのかどうか。

3点目、選挙管理委員会で発行するビラに張る証紙についてですが、先ほども選挙管理委員会委員長からご説明がありましたけれども、4,000枚となると簡単にはいかないわけでありまして。この証紙貼付のアルバイトといいますか、アルバイトを使って証紙を貼ることは可能かどうか。選挙管理委員会のビラ頒布の許可はどのような手続になっているのでしょうか。

そして、4点目でありますけれども、ポスターやはがきには印刷者と責任者の名前を書くことが義務づけられています。選挙運動用ビラを自分で作ってプリントアウトした場合、印刷者と責任者が同一であってもいいのでしょうか。また、この場合の公費負担はどのようになるのでしょうか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙運動用ビラの新聞折り込み料は、公費負担の対象となるのか、また自主作成したビラは対象となるかについてお答えいたします。公職選挙法の規定により、条例を制定することにより公費負担とすることができるのは、選挙運動用ビラの作成に係る経費のみになりますので、新聞折り込み料は対象とはなりません。

また、公費負担の対象となるのは有償契約であるものに限られていることから、自主作成したビラについては、公費負担の対象とはなりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、4,000枚の選挙運動用ビラの作成に要する経費として、選挙管理委員会で認める範囲はどれくらいか、また告示日以後でもビラの頒布はできるかについてお答えいたします。公費負担に係るビラの単価は、公職選挙法施行令で定められており、これに準じて算定すると、頒布枚数限度の

4,000枚を作成した場合、候補者1名につき3万40円が限度となります。

また、選挙運動用ビラの頒布期間につきましては、先ほど選挙管理委員会委員長からも答弁いたしましたとおり、告示日から選挙期日の前日までの選挙運動期間に限られておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、選挙運動用ビラの頒布に係る手続はどうなるかについてお答えいたします。選挙運動用ビラ頒布の手続につきましては、市長選挙における届け出と同様となりますので、これを参考に説明させていただきます。

まず、立候補受け付け日に選挙運動用ビラ届出書にあらかじめ見本のビラを添えて選挙管理委員会に届け出なければなりません。このビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することはできませんので、立候補届け出の際に交付する選挙運動用ビラ証紙交付票に証紙の希望交付枚数を記入し、ビラの届け出と一緒に提出していただくこととなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、選挙運動用ビラを自分で作りプリントアウトした場合は、印刷者と頒布責任者が同一であってもいいのか、またこの場合の公費助成についてはどうかについてお答えいたします。選挙運動用ビラを自分で作成した場合は、印刷者と頒布責任者は同一でも構いません。また、公費負担につきましては、先ほど述べましたが、有償契約した場合のみとなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） ありがとうございます。まだ細かいことを申せば、いろいろ疑問点がありますが、あとの不明の点は、また後日選挙管理委員会のほうへ伺いまして、お聞きしたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

消防行政のほうの再質問をいたします。2項目めの消防行政の見通しと今後のあり方についての再質問ですが、質問の4点目の総務省消防庁の支援と当市の対応について、3点の再質問をいたします。市長のご所見をお伺いいたします。

まず1点目の再質問であります公費負担制度の創設についてであります。この問題は、紛らわしいので、繰り返しますが、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した新規加入団員は、準中型免許でなければ現在3.5トン以上の車の運転はできなくなります、副市長からもご説明いただきましたけれども。このときの若者は、現在19歳になっていますが、これらの若者たちが新設されたこの準中型免許を取得する経費、この経費に対して地方公共団体が助成を行った場合、市が助成を行った場合、他の当該助成額について特別交付税措置を講じることとしているというものであります。新規入団者がこの対象者となった場合の当市の助成措置について、市長はどのように考えるでしょうか。

同じく2点目の再質問であります。3.5トン未満の消防車両について、消防庁から車両総重量3.5トン未満の消防自動車の開発など、必要な情報提供を関係自治体に行う予定であると説明がなされています。この問題については、道路交通法が改正され、団員が乗れない車には乗せない、乗せられない、運転させないという厳密な意味が含まれています。既に情報提供があると思いますが、今後の3.5トン未満の消防車両の活用について、更新時期を考慮して規格に見合った消防車両の導入を検討するべきと考えますが、当市の今後の消防行政の問題として市長はどのようにお考えでしょうか。

3点目であります。総務省消防庁の支援について、再質問の2点、新規の入団者に助成措置が必要となった場合と消防車両が3.5トン未満になっ

た場合、これから策定される消防ビジョンに織り込むべきと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。3点あったと思います。

まず1点目、公費負担制度の創設につきましては、現段階で消防団活動に支障を来している事例もないことから、まずは現状を把握して、今後対応を研究してまいりたいと考えております。

それから、3.5トン未満の消防車両の導入についての検討ですけれども、こちらもこれまでの車両との比較や地域性も考慮しながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

3点目ですけれども、公費負担制度、それから3.5トン未満の消防車両の導入について、むつ市消防ビジョンへの記載ということですが、今回のこの消防ビジョンというのは、これ20年先を見据えて消防・救急体制の確立を実現するため、その大要を示すものでございますので、そうした中身がふさわしいかどうか、これはこの検討過程の中で議論していただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） ありがとうございます。先の話ということで、納得いたしました。

このビジョンというものは、今市長もおっしゃいましたけれども、今後20年、長期にわたる消防ビジョンであります。新年度から、これが市民に示される計画になっています。余りかたくならず、なるべく市民にわかりやすくなるよう要望しておきます。

次に、道路の問題、再質問と思いましたがけれども、道路問題については適切な答弁が返ってまいりましたので、県への対応を強く要望していただきたいと。そのことを申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（白井二郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後 零時02分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（白井二郎） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） こんにちは。自民クラブの中村正志です。むつ市議会第238回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

ことしも残りわずかとなりました。この時期になりますと、ことしの何々というものが発表されます。12日には、ことしの漢字が、また先日にはことしの新語・流行語大賞が発表されました。ことしの大賞は、スポーツ界からカーリング女子の「そだねー」が選ばれました。

皆様のことしの大賞は、何でありますでしょうか。私の中での大賞は、「やらなきゃ意味ないよ」であります。これは、ことし1年のスポーツ界のパワハラ問題を象徴する言葉だと思います。「やらなきゃ意味ないよ」と言われて危険タックルをした選手はアメフトをやめると言い、チームを去りましたが、周囲の支えもあり、現在はチームに復帰し、大好きなアメフトをチームメイトとともにリーグ戦復帰に向け頑張っております。また、危険タックルを受けてけがをした選手は、けがも

治り、今度の日曜日の学生日本一を決める甲子園ボウルにチームの指令塔として学生日本一に挑みます。

今月に入り、大相撲ではいまだごたごたしているようではありますが、東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツ界が我々に元気と勇気を与えてくれるよう強く望むものであります。

そして、いよいよ来年はむつ市の市制施行60年の節目の年となります。1月20日には、記念事業の第一弾として、宇宙飛行士の金井宣茂氏の講演会が開催されることとなっております。新しい年がむつ市にとって、また皆様にとって素晴らしい1年となりますことをお祈りして質問に入ります。

質問の第1は、人口減少時代における自治体行政のあり方についてであります。高齢化がピークを迎える2040年ごろの自治体のあり方を検討した総務省の「自治体戦略2040構想研究会」の提言が波紋を広げております。同研究会は、高齢化がピークを迎え、若い勤労者が激減する2040年ごろ、地方自治体が半数の職員でも業務に対応できる仕組みを構築するとして2017年10月に設置された有識者研究会であります。

同研究会によることし4月の第一次報告では、「2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応について」、7月の第二次報告では、それに向けた「新たな自治体行政の基本的考え方」が提起されており、その内容は今後の地方自治、自治体のあり方を抜本的に見直すものであります。

自治体の現場では、公務員が半数に減り、税収も減る中で、社会保障やインフラ維持の負担は増加していく。こうした厳しい数字を示すのは、以前の消滅可能性都市と同様に、危機感を強調して意識改革を迫る手法と言えます。将来の状況から逆算して、今から準備しておくことを考える手法

は、バックキャストイングと呼ばれるものでありますが、今回の構想で使ったのは、人口減少のもたらす影響が自治体行政にとっていかに厳しいかという危機感を共有することに重点を置いたためだと感じております。

むつ市において、12月1日現在の人口は5万8,025人です。むつ市人口ビジョンから2040年の人口を見てみると、日本創成会議の推計では3万7,983人、国立社会保障・人口問題研究所の推計では4万1,599人、合計特殊出生率の上昇を見込んだむつ市の独自推計では4万3,681人としております。人数で1万5,000人から2万人、減少率で25%から35%となります。

以上から、質問の1点目、むつ市の定員適正化について、定員の基準はどこに置いているのか。現行のむつ市定員適正化計画では、平成29年度から33年度までは502名で据え置きとしておりますが、将来的にはどういう方針、考えを持っているのか。採用計画はどうなるのか。人口減少と定員の関係についてお尋ねをいたします。

2点目、事務事業の見直しと効率化について。事務事業の効率化に対する方針はどうなっているのか。新たに指定管理やアウトソーシングを行うものはあるのか。ICTやAIなどの最新技術を取り入れることについてお尋ねをいたします。

3点目、スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラについて。今回は、特に公共土木施設について重点を置いてお聞きしたいと思います。スポンジ化する都市が行政に与える影響をどのように捉えているのか。むつ市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画、実施計画はどうなっているのか。インフラが朽ち果てないための方策について、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第2は、地域防災力の向上についてであります。いざというときに自助、共助が発揮されるための行政の役割という観点から質問します。

「これまでに経験したことのないような大雨になっています。重大な危機が差し迫った異常事態。土砂崩れや浸水による重大な災害が既に発生していてもおかしくない状況です。命を守る行動をしてください」。これは、本年7月6日から8日にかけて西日本を中心に襲った豪雨に対し、気象庁が大雨特別警報を発令して記者会見を開いた中で繰り返し警戒を呼びかけたものであります。しかしながら、死者は200人を超えて、平成最悪の水害となりました。

大規模な浸水のために51人が犠牲になった岡山県倉敷市真備町では、亡くなった人の9割が高齢者でありました。また、最も犠牲者が多かった広島県では、4年前の土砂災害を教訓にさまざまな備えを進めていたにもかかわらず、土砂災害で亡くなった人の7割以上が土砂災害の危険がある地域として公表されていた場所で犠牲になっています。

行政が避難情報をいち早く出すだけでは、高齢者を初めとする住民を救い切れないという厳しい実態が見えてきました。避難情報をどう伝え、住民はそれをどう生かすのか。新たな課題が浮かび上がってきています。

一方では、同じ真備町の中でも、ふだんから住民同士で備えを進め、全員が助かった集落もあります。この集落では、世話役を初めとして住民が連携して川の水位を警戒していました。そして、6日の夜9時、水位の上昇が異常だという報告がもたらされると、すぐに集落を1軒1軒回り、避難の準備をするよう声をかけ、そして夜10時に避難勧告が出ると再び集落を回り、すぐに避難所へ向かうよう呼びかけた結果、一人の犠牲者も出さずに済んだそうであります。危険に気づいて、周りに声をかけて避難行動を告げられる人がコミュニティの中にいるかどうか非常に重要だと改めて感じました。

災害情報が発達し、正確に早く出されたとしても、行政がどんなに頑張ったとしても、住民が逃げないと命は救えないと思います。私たち住民が変わらなければなりません。私たちが変わる。意識も変える。そして仕組みも変えていく。地域防災力を再構築する。それくらいの気構えと心も含めて取り組みをしていくべきだと私は思います。

以上から、質問の1点目、地区防災計画について。地区防災計画とはどういうものなのか、これまでの自主防災計画との違いは何なのか、また現在計画策定済みの地区はあるのか、お尋ねをいたします。

2点目、自主防災組織について。現在むつ市では25組織、世帯カバー率で23.8%であります。平成24年2月に第1号の桜木町自主防災会が設立されてから結成がなかなか進んでいない、遅いように感じています。その原因は何なのでしょう。

3点目、人はなぜ避難しないのかについて。これまでのむつ市が出した避難情報と、それに伴う避難者の実績について。早くに避難すれば命が助かるにもかかわらず人はなぜ避難しないのかについて、あわせてお尋ねをいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少における自治体行政のあり方についてのご質問の1点目、むつ市の定員適正化についてお答えいたします。むつ市定員適正化計画における職員数の基準につきましては、類似する団体の職員数及び平成21年度に実施した投入時間見積調査や、県内一の行政面積などを勘案しつつ、行政サービスの急激な低下や職員負担の増加を招かない職員数を目標として設定しております。

また、将来的な職員数の見込みにつきましては、

国の定員管理の方針及び類似団体職員数との比較などを踏まえ、なお一層の削減は避けては通れないものと考えております。

ただ、そのような中であっても、職員の採用につきましては、持続可能な行政経営を目指し、計画的な人材の確保に努める必要があると考えております。

また、人口減少と職員数との関係につきましては、必要な職員数は行政サービスの確保や施策の実現のための業務量そのものに左右されることから、直接的に関連するものではないと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、事務事業の見直しと効率化についてであります。市では効率的な行政経営に向け、むつ市総合経営計画において、さまざまな施策や事務事業を効果的かつ確実に推進するため、それぞれの施策に重要業績評価指標を設定しております。そのうえで、限られた行財政資源の配分と効果的かつ戦略的な取り組みの企画立案や実効性の高い事業実施につなげるため、市民の皆様や関係者の皆様などと連携し、PDCAサイクルの運用を行い、効率化に努めております。

なお、施策、事務事業の成果につきましては、外部意見を踏まえ、客観的に評価、検証することで事務事業の見直しを行っております。その中でより効率的かつ効果的な施策の展開には、業務改善など内部努力のほか、指定管理やアウトソーシングなど、民間事業者によるアイデアやノウハウの活用が重要であります。市では、現在46の施設で指定管理者制度を導入しており、アウトソーシングにつきましても、夜間警備や清掃を初めとした多くの分野において実施いたしております。

今後におきましても、指定管理者制度の効果が見込まれる施設への積極的な導入など、行政コストの削減や事務の効率化とあわせ、市民ニーズを的確に捉えた最善の方法を研究してまいりたいと

考えております。

また、事務事業へのICTやAIなど最新技術の活用につきましては、実証実験の域を出ないものも多いため、先進事例を踏まえながら調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラについてお答えいたします。まず、スポンジ化する都市がまちに与える影響についてであります。都市に空き家、空き地が時間的、空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化は、人口減少社会における典型的な都市空間の変化であり、適正な管理がなされないことなどにより住環境の悪化、まちの魅力の低下など、暮らしやすいまち、住みたいと思えるまちとしての機能が著しく低下するおそれがあります。

次に、むつ市公共施設等総合管理計画に基づく公共土木施設の個別計画などについてであります。人口減少などによる社会状況の変化に対応した次世代に負担を残さない最適な公共サービスの実現を目指し、平成28年3月にむつ市公共施設等総合管理計画及び平成29年3月に同計画の第1期前期分の実施計画を策定しております。

本計画において、公共土木施設は市民生活や経済活動の基盤であることから、原則集約や複合化などによる総量の調整は行わず、予防、保全の考え方に基づいた長寿命化と高耐久性の材料や新工法を採用したライフサイクルコストの縮減により、維持管理費用の縮減と現在の投資額の保持に努めることとしております。

今後公共土木施設及び公共施設の長寿命化を見据えた整備内容や時期、費用などを示した個別施設計画を2020年度までに策定することとしております。

次に、上下水道と道路の朽ち果てないための方策についてであります。下水道施設は平成28年

度に策定したアセットマネジメント、下水道施設は平成28年度に策定したストックマネジメント、道路施設は平成26年度に実施した道路ストック総点検の結果に基づいて、それぞれ計画的に維持、修繕、更新を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域防災力の向上のご質問につきまして、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） それでは、次に地域防災力の向上についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、地区防災計画についてですが、市ではこれまで自主防災組織を結成していただく際に、自主防災組織防災計画を提出していただいております。国は、平成23年3月の東日本大震災を教訓として、事業者や住民等関係機関が一体となった防災対策を推進するため、平成26年に市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度を新たに創設したことに伴い、本市においても地区防災計画の策定を推奨することとしております。

この計画では、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画であり、また各地区の特性や想定される災害等に応じ、自主防災組織や町内会などの既存組織により自由に計画を策定することが可能となっております。市では、これまで自主防災組織を結成していただく際に、自主防災組織防災計画を提出していただいております。平成29年度からは、これを自主防災計画と位置づけ制定していただいております。平成30年10月末現在、5地区で策定済みとなっております。

平成29年度以前に提出いただいた自主防災計画につきましては、いま一度見直しを行うなどして地域の実情に合った計画になるよう地域の皆様と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、自主防災組織についてですが、地域の皆様もその必要性は感じているものの、地域の高齢化、リーダーとなる者がいないなどの理由により、結成がなかなか進まないものと認識しております。市といたしましては、行政や消防機関等における公助の充実はもちろんのこと、市民の皆様のお力をおかりしながら、自助、共助の部分につきましても、その活躍が期待される自主防災組織の結成促進及び防災活動の推進を図り、災害に強いむつ市を目指してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、人はなぜ避難しないのかについてお答えいたします。まず、これまでむつ市が出した避難情報と、それに伴う避難者数の実績についてお答えいたします。本市において過去3年間に避難勧告等を発令した回数及び避難者数は、平成28年度では避難勧告を4回発令し、避難者は延べ31カ所の避難所に267人、平成29年度では避難勧告を1回発令し、避難者は1カ所の避難所に5人、今年度は避難準備・高齢者等避難開始を2回発令し、また避難情報の発令は行わず、自主避難所として1回開設し、避難者は延べ21カ所の避難所に140人となっております。

避難行動における心理的な特性として、人は自分が危機的状況に陥ったときに物事を普通の範囲内で理解したいという正常性バイアスや、他人に同調していれば安心と思ひ込む多数派同調バイアス等が避難のおくれの原因になると言われております。避難の際には、このような心理的な要因が働く可能性はあるものと思いますが、市といたしましては、災害時にはまず自分の身を守る行動をとっていただき、その後は市が発令する避難情報等により適切な避難行動をとっていただくことが重要であると考えております。

今後は、多様化する災害に対応できる新たなハザードマップを作成するなど、公助による防災対

策の充実も図りながら、市民の皆様の自助、共助の意識の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 答弁ありがとうございます。それでは、答弁を受けまして、何点か再質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、人口減少時代における自治体行政のあり方についてのほうであります。今回私はこれ自治体戦略2040構想研究会の報告を見て質問するに至ったわけなのですが、今現在むつ市を初めとしまして各地方自治体というのは、地方創生の取り組みをそれこそ進めているわけがあります。それこそが迫り来る危機に対する処方箋だというふうには私を感じているのでありますが、ところがこの報告書には、その努力や成果とありますが、そういうようなものが余り考慮されていないで、危機ありきで今から自治体のあり方を大胆に書きかえるというか、先取的な改革が必要だというふうなことを提起をしております。

このことは、今も述べましたけれども、それこそ地方創生を頑張ろうとしている努力に水を差すような、そんな感想を私は持っております。画一的な中央からの押しつけではなくて、それぞれ自治体が選択可能な制度や取り組みを準備することが重要だというふうには私を感じました。恐らく市長も、これ目にはしていると思うのですが、市長はこの報告を見て、どのような感想をお持ちになりましたでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） よく拝見しているデータでありますので、感想というよりも、こうした諸情勢の中でしっかりと適切な対応をむつ市もしなければいけないということを改めて認識した次第でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） そういうことで、今までやってきた、今現在やっていくことをきちんと進めていくことがその対応策であろうということだと私も思います。

そこで、次にちょっと個別にお話をさせていただきたいと思いますが、むつ市定員適正化計画の平成29年度から平成33年度までの5カ年は、計画では502名ということで据え置きというふうになっております。この要因は、どういうところにあったのでしょうか。

また、恐らく平成33年度まで据え置きですけれども、実際としては職員の定員は減ると思うのですが、現実的な見方として、その33年度での人数はどれくらいを今現在で予測をしておりますでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、平成29年度からの計画において職員数が502名、これ据え置きとなっているのはなぜかということでもありますけれども、平成24年度から平成28年度までの前回の計画におきまして、職員数を569名から541名へ28名の削減を目標としておりました。ただ、結果として大きく上回る66名の職員削減ということになりました。職員数は503名となったということになります。

しかし、その一方で時間外勤務の増加、あるいは異常気象により多発する災害への対応ということで、なかなかこれ以上削減が難しいと。あるいは、これ以上削減すると、職員の精神的な負担の増大や、あるいはモチベーションの低下ということが懸念されることから、平成29年度からの5カ年計画では退職者一部不補充の原則は堅持しながらも、一定量の採用を行うことということで502名の水準を保つことが妥当であろうということで考えてございます。

平成33年度のデータにつきましては、同様に

502名となっております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、今現在では平成33年度までには今の陣容を維持するということがありますが、現在それよりも若干少なかったかなというふうには思っております。

先ほど人口減少と定員の関係はということでの答えの中で、そこではなくて、業務量に左右されるというふうなお答えでございました。そのとおりだとは思いますが、人口が減ることによって市税収入も減る、またそれに伴って地方交付税も多分減るのだろうなということで、一般財源がやはり全体として減っていくということは予想できるのでありますが、そうすると、やっぱりその中に占める人件費の割合というのは、これ非常に自治体を経営していく中では重いものになるかと思えます。

そういう中で、先週の誰の一般質問の中での答えはちょっと忘れちゃったけれども、20年後には20%くらい基準財政需要額が減るというふうなお答えもありました。そうすると、おのずと自治体が抱えることのできる職員数も制限されてくると思うのですが、そういう意味で財政が与えるむつ市の職員に対する影響というのはどの程度捉えておりますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そもそも公務員は公平、中立を旨として全体の奉仕者としての地位が、これ憲法上定められている存在であります。したがって、財政が悪くなるからといって、これをただちにリストラチャリングをしていって減らしていくことはできないということがまず前提です。ただ、そうした中でも退職者の一部不補充等を通じて段階的に財政規模に応じた形での定員の適正化は行っていくべきものだと思っております。

現在、これは総務省の平成29年のデータでありますけれども、例えば人口1万人当たりの職員数でいきますと64.06人となっていて、類似自治体、84自治体あるのですが、80位ということになっています。これ一概には比べられません。というのは、我々は行政面積が非常に広いので、一概には比べられませんけれども、したがって我々としても、まだまだこの分野でも生産性の向上をしながらやるべきことはあるというふうに認識しております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 実態として80位ということでもありますけれども、今市長が言ったみたいに生産性の向上、これをやっていかななくてはいけないということで、次の事務事業の見直しのほうに入っていきます。

そのような中、将来的なものを見据えた中で、事務事業の見直しを進めていくわけなのですが、先ほどは新たに指定管理やアウトソーシングは検討していくということでありましたけれども、まずは指定管理につきまして、一度全体を見て現在の62施設になったかと思うのですが、これについて、また将来的には見直しをかけて指定管理していくというものにも着手していくということでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 指定管理につきましては、指定管理の期間がございますので、この期間の終了時点で新たに指定管理をするのかどうか、あるいは直営でやるのか、それとも施設を廃止するのかということは常に検討していかなければいけない課題だと認識しております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） そうなのですが、要は今現在指定管理をしていない施設に関して、新たに見直しをどの段階かで例外なく見直しをかけるとい

うふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 公共施設については、民間のそのノウハウを活用しながら、これを供用するということが求められている時代だと思いますので、常に指定管理を含めて民間活用、PPP、PFIのことについても検討を重ねていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 職員数が減っていくと、おのずと管理できる施設にも限りが出てくるのかなというふうな気がしておりますので、今現在指定管理ではない施設も将来的には可能性があるというふうな理解をしておきたいと思います。

次に、アウトソーシングなのですが、結構今現在行政の中では相当進んでいるというふうな感じているのですが、これ以上できそうな事業というのは今現在では何か思い当たっているようなことはあるのでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） アウトソーシングができる事業というの、これもまた法令等で定められて、その後我々がどうするかということだと思っています。現状今検討しているのは水道事業でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） あと事務事業の見直しの中で、最新技術を取り入れるということで、菊池光弘議員がRPAについて質問をされていましたが、それらについても、やっぱり自治体の業務といたしますか、事業の性格、あるいは内容を踏まえたうえできちんとした検証が必要なのだろうと私も考えます。ただ、国会のほうではデジタルファースト法案、要はスマート自治体に向けたデジタルファースト法案というものが近々提出、もうされたのかな、されて、確実に進んでいくというふうに思

います。また、その中のKPIでは、2020年度までにAI等技術を活用する地域数を300にするともしております。

また、菊池光弘議員が質問したRPAも含めて、今現在実用可能な技術というのが複数出てきていると私は感じておりますが、前回の質問では、今後研究していくということでありました。ただ、これ事務事業の見直しという点から考えても、効率化という点から考えても、具体的に迅速的に進めていくべきだというふうに考えますが、現状ではどの程度の研究状況でございますでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

AIですとか、あるいはRPAということの議論をしていくと、総論が非常に先行していて、これは導入したほうがいいのではないかというお話をされても、我々もそれはそうですよねと。ところが、個別の各論がないのです。つまり、ではどうというシステムがあって、それが実際むつ市役所に当てはめたときにどんな業務が効率化されるのかということまで私はいっていないというふうに、こう思っていて、したがってそういった具体的な仕組みやシステムが構築されて、それがその汎用性の高いものとして各自治体で使われ、それが安く提供できる時点になって初めてこういった技術を我々導入するという段階になるというふうに考えています。

その前にこの議論をしますと、どうしても空理空論で、こういうのがあったらいいよなと、ドラえもんの世界みたいなもので、何か「どこでもドアってあったらいいよね」、「それは、あったほうがいいよね」というだけになってしまうので、そうした段階だということでご認識をいただきたいと思います。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 市長は今そうおっしゃったの

ですけれども、実際として、もう実用化できるものが幾つか出てきているというのは、これは事実であります。菊池光弘議員が質問したRPAでありますとか、あと問い合わせに対してAIが全部それに答えるシステムでありますとか、もう導入できそうなシステムというのが具体的に出てきております。ですので、研究を進めていくというのであれば、出回ってからというもの、使いやすくなってからというもの、それはあるとは思いますが、そこは先見の明を持っていち早く取り組むというのも一つの方法だと思いますので、そのあたりも研究として行っていただきたいというのを申し添えておきたいなというふうに思います。

次に、3点目のインフラについてであります、答弁のほうでもお話をされておりましたが、施設と違って、この公共土木施設というのはくっつけたりとか、そういうふうなことができないものである、なかなか維持費の減額というのは難しいとは思いますが、先ほど説明をいただいた方法でやっていくということでございます。

スポンジ化ということで、都市の中がぽこぽこ抜けていく状況です。今それをイメージしたときに、むつ市の宝としております夜景、これについても影響が大きくなるのだろうなというふうな心配をしております。適正化計画で外側に広がらないようにというふうな手順は、方策はとっておりますが、どうしても抜けることによって、その魅力が半減してしまうのではないかなという心配をしておりますが、これに対しては、もし具体的な方策があるのであればお話をしていただきたいなと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ことしの3月にむつ市が全国のコンパクトシティのモデル都市ということで選定をされました。

そのときに我々のプレゼンテーションとしては、今あるアゲハの夜景というものを後世に残したいということでモデル地域に指定をしていただきました。その趣旨としては、今ある都市の外縁、自然に囲まれた都市の外縁が、これがまさにアゲハの夜景ということを形成している、これ以上都市が拡大することも防ぐ必要があるし、そして中の光が消えるというよりは、中をより輝かせることによって、コンパクトシティが実現するというようなことで提出をさせていただきました。

その具体的な手法として、まず都市計画を考えていまして、平成28年4月には特定用途制限地域ということで、その外縁に大規模商業施設等の適正立地による市街地拡大の抑制を図ったところがありますし、またことしの4月には、これ全国で初めてになるのですが、アゲハのちょうど外側のエリアに居住調整地域ということで、住宅地の拡大について適正化の都市計画の網をかけたということでございます。いずれにいたしましても、それら外側の都市計画の規制と、中の総合アリーナを初めとする都市開発によって、アゲハがこれまで以上に輝く都市、そしてそれを後世に残していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） では、この人口減少時代における自治体行政のあり方についての最後の質問をさせていただきますと思います。

壇上で今回のこの研究会のとったような方法はバックカスティングだというふうなお話をしましたけれども、専門家の方々の中には、このバックカスティングでは危機の認識はできるけれども、これから何をすべきかというふうな答えはなかなか出てこない、今回の構想でも対応策としていっているのは広域行政、圏域行政の拡大であって、今までの現在の延長線上にとどまっているという印

象が否めないというふうなことを言う人もおります。

ここでバックキャストの限界を超える考え方として、最近注目を集める手法にフューチャーデザインというのがあるそうです。気候変動や財政赤字などの世代を超える課題に向き合うため、将来世代の立場に立つことで現世代の考え方が変わり、新たなアイデアを生み出そうとする手法だそうです。現世代グループと仮想将来グループとが交渉、合意形成を行うことによって、世代間利害の対立の解消や利害調整を進め、将来世代の利益も明示的に反映したビジョンづくりや意思決定を進めていくというアプローチであります。まさに持続可能な社会を目指すためには必要なことではないかなというふうに感じております。

現世代と将来世代の双方の視点を持てる人、政策提言の実現性に責任感を持ち、将来世代への配慮があるというふうなことなのだろうなというふうに感じております。でも、これを言って、どう思いますかと聞くのもなんなのですが……

(「いや、いいです」の声あり)

○14番(中村正志) いいですか。そういう中であって、これまでのむつ市の政策決定におきまして、このような手法が取り入れられたことはありますでしょうか。また、将来世代の利益を踏まえた政策立案に向けまして、今後取り入れていく考えはありますでしょうか。また、市長はこの手法についてどのような感想をお持ちでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長(白井二郎) 市長。

○市長(宮下宗一郎) 上手に全部に答えられるかあれですけども、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まずフューチャーデザイン、それからバックキャストということについて言わせていただければ、これはもう私どもといたしましては、既

に導入しているという認識でおります。と申しますのも、むつ市総合経営計画を策定しております。例えばこの中で「新たな産業の創出」という項目がございます。このこと自体がフューチャーデザインになるのかどうかということはありませんけれども、一つの目標デザインであるというふうなことが言えると思います。

そして、このKPIとして誘致企業を平成33年度までに10社、それから創業件数を18件ということにして中期の目標を立てて、これ毎年度この計画がどうなっているかの検証をさせていただきます。そして、年度の途中でも、この検証をさせていただくと。この過程こそ、まさにバックキャストであろうというふうに考えています。

さらに、将来世代と現役世代の調整ということでもありますけれども、この計画については市民の方々、代表する方々を多く選抜させていただいております。その中での議論、そもそも諮問委員会の中でつくっている計画でありますし、さらにその諮問委員会の中で毎年度PDCAという形の中でチェックをしているということでもありますので、そうした世代間の調整も図られているというふうに考えております。

今後どうするかということに関して言わせていただければ、しっかりとこのむつ市総合経営計画を実現するに当たって皆様からご意見を頂戴し、しっかりとした将来ビジョンを持って、それを計画的に検証することで達成していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(白井二郎) 14番。

○14番(中村正志) 次に、それでは地域防災力の向上についてのほうに再質問したいと思います。

災害が大きくなればなるほど、なかなか公助というのは難しい。災害が大きくなれば、なかなか救急車も来られないし、消防車もやってこない。

そういう意味で、やっぱり命を守るには自助であり共助が必要だということが、特にここ何年かの災害で顕著に見られると思います。

そこで、地区防災計画についてであります、先ほどの答弁でいくと、いまいちよく理解できないところがあったのですけれども、自主防災組織がつくる自主防災計画と、この後の地区防災計画の大きな違いというのはどういうものなのか。再度お聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

地区防災計画ということでございますけれども、現在自主防災組織で防災計画も策定させていただいておりますけれども、私どもとしては今ある塊といいますか、単位として自主防災組織を今考えているところでございまして、それが地区防災計画にかわるものということで進めさせていただいているところでございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 自主防災組織がつくる計画というのは個別にそれぞれということで、この地区防災計画というのは、それより一歩進んだというのでしょうか、要はこれが地区防災計画をつくることによって、行政が作成する地域防災計画の中に規定されるというふうな大きな意味合いもあるのだろうかというふうに思っています。そういうことによって、行政と地区防災計画を計画した人たちが双方に責任を持ち合うということなのだろうかというふうに思います。

現在では、策定しているところはまだないというお話でありましたが、実際のところ地区防災計画を策定するに当たって、活動主体といいますか、組織単位、あるいは地区というのは、今の答弁ですと、これまでの自主防災組織が核になるべきだというふうなお話をされておりましたが、それ以外でも可能なのでしょうか。

○議長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、地域の単位というのもございますし、あとは事業所単位というようなことも可能になっているということでございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） では次、自主防災組織のほうにお話を移しますが、なかなか進まない。これ答弁では高齢化でありますとか、リーダー不足というふうなことが挙げられておりました。高齢化は、これは仕方ない部分がありますし、リーダー不足には何らかの手だても打てるのかなというふうにお話を聞いていて思いました。今回の一般質問初日では、立ち上げの後のブラッシュアップについて、原田議員から質問がありました。それぞれの場面で立ち上げ、あるいは立ち上げてからということで、それぞれ自主防災組織を結成しているところ、またこれからしようとするところにおいて、いろんな悩みがあるのだなというふうに感じております。

ただ、今般の災害等を見てもみますと、やはりここが発揮されたところは命が助かっているという現実を見ますと、この部分、やっぱり行政としてももっとかかわりを深めていく必要があるかと思っておりますが、今後新たな取り組みとして、もし考えていることがあればお知らせを願いたいと思えますし、地域の皆さんにももっとこういうことをしてほしいというのであれば、あわせてお話をさせていただければと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

新たな取り組みということは、現状考えておりませんが、ただこれはとにかく自助という意識を住民の方々、市民の皆様にかけていただかないと、これ結成できないことだと思っています。

したがって、この意識啓発ということで職員による出前講座、そして私もおでかけ市長室というところの中では、この自主防災組織に関するプレゼンテーションを一番多くやらせていただいていますし、また町内会イキイキふれあいトークンということで、町内会の皆さんとお話をさせていただくときも、必ずこれをテーマにしてお話をさせていただいているところであります。

地域の方々へということでありませけれども、これやはり災害というのは、これ自ら身を守るというのが基本です。5万8,000人の当市でありますけれども、むつ市役所の職員、先ほど出ました480名しかおりません。したがって、これ全員を公助でカバーできるということは前提にはなっていないわけです。したがって、まずは自分の命は自分で守るという自助、そして町内会を中心に地域で助け合っただけ共助というものは命を守る前提になりますので、そうした意識を多くの住民の方々に持っていただきたいと考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 自主防災組織の組織で見ますと、旧むつ市に限って見ますと、結構これ大湊地区は進んでいるのですが、逆に田名部地区のほうが進んでいないような感じも受けております。事情があるのだらうなとは思いますが。

そこで、次は3点目の何で避難しないのかということについて、最後お話をしていきたいと思うのですが、多分我が国ほど災害情報が正確で、迅速で、速い国というのは、ほかにないのだらうなというふうに感じておりますけれども、それでも避難する人が少なく命を落としている。先ほど正常性バイアスとかというお話をされたのですが、それをもってしても何でなののだらうというふうな疑問がどうしても消えないのです。では、どうすれば人は避難してくれるのかなというのを考

えるのですが、市長は何か方策みたいなものをお持ちですか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しになりますけれども、それぞれのまず意識ということが重要になるというふうに私認識しております。先ほどの部長の答弁の中で正常性バイアス、それから多数派同調バイアスという難しい言葉で申し上げましたが、簡単に言うと、自分は大丈夫だと、それから隣が逃げていないから大丈夫だというような、そういう気持ちでいると避難のおくれの要因になるということです。テレビやラジオ、そしてスマートフォンなどで避難の指示、勧告が出た場合には速やかに避難をしていただくよう改めてお願い申し上げたいと思います。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 時間ですので、次で最後の質問にします。

何とか避難してほしいのです。なので、前回出た、例えばある地域ではバスを回して避難所に運ぶという方法もあるかと思ったり、これちょっと極端な言い方かもしれないのですが、避難所がすごく快適であれば、みんな避難するのではないかなと。例えばホテルを避難所にするとか、居心地のいいようなところを避難所にするとか、そんな極端な方法をとればふえるのかなと考えたりもしております。

それともう一つ、今ではありませんけれども、強制的に避難させるために、それこそ避難命令を復活させたほうがいいのではないかなというふうな極端な考え方もするのでありますが、最後にこの突拍子もない考えにつきまして、市長はどのような感想をお持ちですか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 避難所が快適であればというふうにご指摘ありましたけれども、恐らく家よ

り快適な場所というのはなかなか皆さんにとってないのかなと思います。

ただ、市民の皆様がやはり積極的に避難するために、市としては避難情報を迅速にお伝えをするということの中で防災行政用無線、それから防災かまふせメール、携帯電話のエリアメールなどをしっかり整備させていただきたいと考えておりますし、また避難勧告等の発令時には、消防などの関係機関や市職員が広報車などで呼びかけることもさせていただきたいと、このように考えています。こういうある意味情報提供を迅速にすることと危機感を持っていただくという両方がしっかりとかみ合って避難につながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで、中村正志議員の質問を終わります。

ここで、午後2時25分まで暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（白井二郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 一般質問の大トリを務めます日本共産党、横垣です。むつ市議会第238回定例会に当たり一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁、よろしくお願いいたします。

さて、ABC放送などによると、オーストラリア全土で11月30日、温暖化対策のパリ協定の約束履行に背を向ける保守連合政権に抗議し、数千人

の中学、高校生らが授業をボイコットしました。モリソン首相は、「子供は学校で勉強するものだ。政治活動をすべきではない」などと呼びかけましたが、高校生たちは首相の批判を跳ね返し、「家具店のアイキアで見た戸棚、キャビネットのほうがり口だった」、キャビネットは内閣という意味もありますから、今の内閣のキャビネットよりも家具のキャビネットのほうがり口だったなどの言葉で反論をしておりました。

モリソン首相が生徒の抗議を支持しないと表明したことについて、生徒の一人は「首相が仕事を適切にしていたら、私たちはここに集まる必要はなかった」と表明。高校生の親たちや学校にもこの日の行動を「学校は社会に積極的にかかわっていく人間を育てるところであり、自分たちが生きたい社会を見定め、それに向かって行動することが目標だ」として支援するところもありました。

マット・キャナバン資源相は、「学校を休んで抗議行動に参加しても何も学べない。せいぜい生活保護の行列に並ぶことを覚えるだけだ。それよりも学校で鉱山開発や地質学や石油、ガスの井戸の掘り方を習ったほうがいい」と発言し、教師や保護者からも反発を招きました。生徒たちは、「私たちがおとなしく温暖化対策をお願いしたときに、政治家は聞いてもくれなかった。だから、こうして授業を放棄してでも言わなければならない」と語っていました。

この日の高校生たちの行動は、ストックホルムで温暖化対策を求めて抗議行動を始めた15歳のグレタ・ツンベリーさんを見習ったものです。

首相の言葉に反して教育専門家は、「これも重要な社会教育の一つだ」と評価しております。

私もオーストラリアの高校生の行動を高く評価するものです。石炭、火力発電と原発に固執する日本の温暖化対策も、オーストラリアに負けなほど停滞したものであることを紹介し、質問に入

ります。

質問の1点目、除雪についてです。(1)、市民の立場に立った丁寧な除雪についてです。市民からいろんな苦情が除雪について寄せられていると思います。私のところにも寄せられています。市民の立場に立った丁寧な除雪について、市はどのような指導をしているのでしょうか。また、除雪業者がかわり、今までとやり方が違うなどの市民の声を聞きました。除雪委託業者の変更があった場合、引き継ぎはどのようになっているのでしょうか、お聞きをいたします。

(2)、除雪費の節約についてです。毎年数億円という規模の除雪費であります。市民の立場に立った丁寧な除雪と除雪費の節約は相反するようには思われますが、どちらも大切な課題です。限りある資源、お金を有効に使うという立場であります。除雪費の節約について、市はどのような工夫をしているのかお聞きをいたします。

質問の2点目、森林行政についてです。(1)、森林環境譲与税についてです。昨年末に決定された2018年度税制改正大綱において、2019年度から森林環境譲与税が創設されました。森林資源の適切な管理に向け、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に自治体が自由に使える財源です。

昨年9月定例会での同僚の森林環境譲与税についての質問に対し、市は、「市では、これまで森林の整備については森林整備計画を作成し、市有林や市の分収造林の管理、森林台帳の整備を行ってきたほか、民有林の整備につきましては、森林組合等が小規模で分散している民有林を集約化して効率的な林業生産活動を行うため、所有者や境界、立木の確認や調査などに必要な経費について、森林整備地域活動支援金を交付するなど支援をしてきた」、「今後もむつ市総合経営計画の「森林

資源の利用促進」に基づき、林業生産額の目標達成に向けて適切な森林整備に努めていく」、「森林環境税が創設され、地方自治体に配分されることにより森林整備が大きく進展し、林業振興にも寄与するのではないかと期待する」と答弁しておりました。1年以上も前から取り上げられている森林環境譲与税ですから、当然市では使い道など審議し、大方決まっているものと思われます。来年度から交付される森林環境譲与税は何に使う予定なのかお聞きいたします。

(2)、未利用間伐材などについてです。むつ市の未利用間伐材などの実態はどのようになっているのでしょうか。未利用間伐材などの発生状況をお聞きいたします。

また、未利用間伐材などの利活用がほかの自治体で進められております。岩手県の紫波町、県内の新郷村、三戸町では未利用間伐材の買い取りを実施し、地域振興につなげております。森林面積の多いむつ市も未利用間伐材などの利活用を進め、地域振興を図るべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の3点目、住居表示についてです。住居表示に関する法律に基づき、住居表示は適正に実施されているのかについてです。ほかの自治体では、何々町何丁目何番地という青いプレートが見える位置にきれいに表示をされております。むつ市の住居表示の現状はどのようになっているのでしょうか。そして、住居表示に関する法律に基づき、むつ市の住居表示は適正に実施されているのかお聞きをいたします。

質問の4点目、新体育館についてです。(1)、避難場所としてのアクセスは大丈夫かについてです。新体育館は、避難場所となります。新体育館への避難路など、アクセスは万全となっているのでしょうか。地震の場合、避難路が液状化して通行できないということはないのかお聞きをいたし

ます。

(2)、費用対効果についてです。昨年9月定例会の同僚議員への答弁では、費用対効果の指標は1.84と算出され、地域貢献度が高く、有益な事業であると評価されているとしております。現時点でも同じ1.84の費用対効果なのでしょうか。新体育館の費用対効果はどうなっているのかお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(白井二郎) 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市の中高生の皆さん、授業を休んで政治活動をしなないように、本来やるべきことをなさないことは称賛される行為ではありません。民主主義の正しいプロセスをしっかりと学んでいただきたいと思います。

除雪についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、森林行政についてのご質問の1点目、森林環境譲与税についてお答えいたします。森林環境税及び森林環境譲与税に係る法案は、平成31年の通常国会において審議されるため、個別の市町村に譲与される額は現時点で示されておりません。法案が施行された場合は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用などの使途に基づき、むつ市の実情に応じて適切に事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、未利用間伐材などについてお答えいたします。県によりますと、むつ市において平成29年度に国からの補助金を活用して行った間伐面積は337.37ヘクタールとなっており、このうち木材として利用搬出された間伐の面積は110.54ヘクタール、森林を保育するための間

伐の面積は226.83ヘクタールとなっております。なお、実際に発生した間伐材の材積の統計データはございません。

未利用の間伐材が発生する原因といたしましては、木材として利用できないような生育が悪い樹木であることや、搬出するのが困難な奥地で発生することにより、運搬や労力に大きなコストがかかることが挙げられます。むつ市における間伐材の利用といたしましては、平成27年に誘致したバイオマス発電の燃料用の木質チップを製造する事業所が現在稼働しており、製造している木質チップは全てむつ下北地域の間伐材を利用しております。

事業者を確認したところ、平成29年度では2万3,744トンの木質チップを製造し、むつ市の間伐材も大いに利用していると聞いており、一定の間伐材の利用が図られていると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、住居表示についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、新体育館についてのご質問の1点目、避難場所としてのアクセスは大丈夫なのかについてお答えいたします。総合アリーナへは、国道338号から県管理の臨港道路を経由してアクセスすることになります。これまで地震などにより周辺道路へ被害が生じたということはないと伺っておりますし、青森県が公表している平成27年度青森県地震・津波被害想定調査の液状化危険度においても、おおみなと臨海公園付近は液状化指数であるPL値はゼロとなっておりますので、問題はないものと考えております。

次に、ご質問の2点目、費用対効果についてですが、総合アリーナ整備事業の特定財源として活用している国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の申請に必要な費用便益比、いわゆるB/Cでありますけれども、を算出するため、国

土交通省発行の費用対効果分析指標マニュアルに基づいて、昨年度費用対効果の分析を行っております。分析の結果、本事業の費用便益比は、申請時でありますけれども、1.84で、公共事業の評価としては妥当であると判断される数字となっております。

また、現時点の事業費、維持費で再算定をしたところ1.29となっており、事業進捗に妥当な水準となっていることをご報告申し上げますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 除雪についての1点目、市民の立場に立った丁寧な除雪についてお答えいたします。

市民の立場での丁寧な除雪については、市民の皆様からの要望、苦情等の内容を業者との除排雪会議の中で注意喚起しているほか、建設業協会下北支部のご協力をいただき、オペレーターを対象とした技術講習会を開催し、技術面や安全面での指導に努めております。

また、苦情、要望などで改善すべき点が判明した場合には、すぐに業者と連絡をとり合い、必要に応じて現場立ち会いを行い、できる限り市民の皆様へ寄り添うよう努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、除雪費の節約につきましては、一時堆積場からの排雪作業について、雪捨て場をふやすことによりダンプトラック台数の減及び時間の短縮により節約が期待されると考えており、今後も雪捨て場の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、住居表示についてお答えいたします。市では法律に基づき、昭和40年1月にむつ市住居表示に関する条例を制定し、これまで市内の55町内1,239街区について実施しております。表示板の

設置等につきましては、関係法令に基づき適正に設置しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 再質問は、順不同になることをご了承願いたいと思います。

まず、除雪についてでございますが、いろいろ苦情が寄せられているということでございますが、この苦情、要望で一番多いのはどういったものがあるか、紹介していただければと思います。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 苦情についてお答えいたします。

苦情につきましては、昨年度は200件強ありました。平成24年度からは、平均して大体300件ほどありました。昨年は、若干減っているというような状況です。

苦情の内容といたしましては、自分のうちの前に多く雪を置いていったとか、除雪の仕方がまずい、そういった要望が多く寄せられております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 私も大体同じような苦情、要望を聞いておりますので、ぜひ改善、なかなか改善というのはすぐにいかない部分もありましようけれども、よろしく願いをいたします。

それで、この対応をするのに指導マニュアルというのはきちんと文章化したものであるものかどうか。例えば新しいオペレーターがいたら、こういうふうにはなくてはいけないというふうなのがきちんと市役所のほうでは指導マニュアルというのが文章になったものとしてあるのかどうか、整備されているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

毎年業者を対象といたしまして、除排雪会議を

やっております、その除排雪計画書を示しながら指導しております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） それなりに指導マニュアルというのはあるというふうにお聞きしましたので、私も機会があったら、後ほど見てみたいというふうに思います。

それで、除雪費の節約についてでございますが、多分除雪費については時間でお支払いしているかなというふうに思うのですが、市としてはその時間というのをどういうふうに管理しているのかお聞きいたします。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

除雪の車両にタコメーターというのがありまして、それに基づいて処理をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） タコメーターというので何時から何時までやったというのはすっかり市のほうとしては把握できるということで、再度確認させていただきます。例えば職場ではタイムカードを押して、帰るときにタイムカードを押すというふうな、そういう形できちんと管理がされているということでよろしいかどうか、よろしく願いいたします。

○議長（白井二郎） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

タコメーターで1台1台適正に管理しているということでございます。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） あと除雪車の整備についてちょっとお聞きしたいのですが、いろいろ整備に不

備があると、作業に通常よりは時間がかかったりしたりするものですから、そういった除雪車、市が管理するのと民間所有の除雪車、合わせると286台あるのですが、この整備の状況を市のほうはしっかり、冬が始まる前にきちんと1台1台点検しているのかどうかお聞きいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、事業者というか、業者が所有しているものについては、適正に事業者のほうで管理をしていただいているということで、その状況については当然把握してございます。今のご質問というのはどのような形で節約するのかという問いだと思うのですが、毎年同じ場所を同じ業者がやっているというのが通例ですから、それが大体10センチ積もっているのに、普通は2時間で終わるのに5時間というのは、これは考えられないわけでありまして、そういうエラーについては我々はしっかり管理していますので、そういう部分におきまして、過度にこれをお支払いしているということはないというふうに認識しております。

先ほどちょっと部長の答弁が漏れていましたけれども、除雪費の節約ということについては、漏れているというか、ごめんなさい、冒頭で説明したと思うのですが、除雪費の節約ということについては、一時堆積場所からの排雪作業というのをうまくやるのが重要なのです。したがって、雪捨て場をふやすということでトラック台数の減とか、あるいは時間の短縮、そういうことができますので、市としてはそういった雪捨て場を確保していくことによって、これからも節約に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 雪置き場は今後もふやしていくというふうな答弁で、ぜひそういう形で節約に努めてもらいたいのですが。

あと、同僚議員が昨年ですか、効率的な除雪車の動きということでGPSの導入を検討してはどうかというふうなことを提案していたのですが、そういったところほどの程度検討していたのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） GPSそのものの導入については、これも経費かかるものですから、現時点では想定をしておりません。今回また雪捨て場の確保ということでいきますと、14カ所今確保しているわけです。こういうことをふやして行って、どうにかして経費を節減していきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 次の質問に移りたいと思います。

住居表示についてであります。これは、昭和40年に制定された条例に基づいて1,239街区ですか、整備しているというのですが、この青いプレート、壇上でも言いましたが、ほかの自治体、例えば十和田市、青森市、きれいにやっぱり整備されております。そういう意味で、私もむつ市をあちこち動き回って、なかなか青いプレートを探すこと自体が大変でした。そして、ようやく見つけたプレートが青くないのが多いのです。もう青いペンキが剥がれて、それこそシルバーのプレートになっている。これは、川守町のプレート。それと、横迎町のプレートをようやく1枚見つけたのだけれども、半分もない。「横」という文字しか見えないというふうな状況で、現状はなかなか厳しいかなというふうに思うのですが、そういったところを市のほうは現状を認識しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

住居表示、表示板の設置についてでありますけ

れども、こちらについては今実数、当然把握しておりますけれども、その一つ一つがどういう状況にあるのかということは、現時点では把握してございません。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） では、今後把握するという考えはございますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今後につきましても、この住居表示の表示板というあり方が、今現代のこのシステムがさまざまある中でふさわしいものかどうかということがございますので、これをしっかりと把握して、老朽化したものについてつけかえていくということは現時点では想定してございません。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そこで、これなぜ住居表示、こういう青いプレートで表示しなければならないかということ、当然市のほうではご存じでしょうけれども、住居表示に関する法律に基づいて適切に実施されているかということをお壇上で言ったのですが、その住居表示に関する法律というのを読みますと、表示板の設置ということで、第8条、「市町村は、第3条第3項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない」、こういう住居表示に関する法律に基づいて各市町村は設置しているのですが、そういう意味ではきちんと現状を把握して、この法律に基づいてむつ市も現状に不備なものがあつたら改善するという立場になるべきだと思いますが、お聞きをいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私どももこの住居表示に関する法律というものは十分に認識しておりますし、またむつ市住居表示実施基準というものに基

づいてこの表示板を掲示させていただいております。

ただ、この住居表示に関する法律あるいは住居表示基準というものは、あくまでも設置の際の基準だというふうに認識しております、状態の規制ではないということで、我々としてはその設置のときの法令には遵守して実施をしてきているというふうに認識しております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） これそもそも最初、この青いプレートというのは何枚設置したのでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 市内では、約5,000枚と推測しております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） その5,000枚の状況が、私が先ほど言ったように、青いプレートでなくて、例えば苦生地区は結構最近、新しい苦生何丁目というふうに名前が変わったところですけども、そのところの青いプレートを見ても、既に青い部分が剥がれて、もう白くなっているものもあります。ですから、それ以前のほとんどのプレートは、もうシルバー、青いペンキがないという状況ではないかなと、私が見たところではほとんどそうなっているのですが、ですからそういうところが、私も改めて見れば、やっぱりちょっとこれは何とかできないかなというふうな状態であるということ、ぜひ市長、これもしそういうのがあったら、きちんと新しいのに、この青いプレートにかえたほうが、まちの美観という意味でも、かえる必要があるのではないかなと思いますから、ぜひ前向きにご検討をよろしくお願いいたしますと思います。

では、次に進みたいと思います。新体育館についてであります。避難場所としてのアクセスは大丈夫だというふうな答弁でございましたが、大変

安心をしておりますので、よろしく申し上げます。

それで、(2)の費用対効果についてです。まさに答弁で、今現在修正して1.29というふうな答弁がありました。それ私の修正した計算とほとんど同じなので、私の計算もなかなかだなというふうに感動しているのですが。

ただ、その1.2がこの費用対効果、これ現在価値化というふうな感じで数値を変えているのです。今までだと、それこそ1.84の状況の計算だと、例えば費用のほうを現在価値化すると47億400万円、そして総便益のほうを現在価値化すると86億6,600万円というふうなことで1.84という数字であります。その費用のほう、実際体育館の建設費が5億円ほどふえていると。それと、この当時の1.84の場合は維持管理費が2,500万円と計算しているということ。それと、50年間ですから、当然こういう大きい施設は、途中で数億の改修というのは何回か必ずあるというのを加味すると、私の計算だと1.2ということになったのです。でも大体似ているということ。

ただ、この1.2にしても、防災ということの便益、これを外すと全く0.幾らというふうな形の費用対効果になって、それこそ効果がないというふうなことになるのです。この防災のほうの24億500万円ですか、これがあるないで、完全にプラスになるか、プラスというか、1.何倍になるか、0.何倍になるかというので左右されるということですから、直接利用価値ということだけで言えば、ほとんど費用対効果はこの体育館はないというふうな感じの結果であることがわかりました。

そこで、これからそういう意味ではこの1.84というのは、先ほど壇上で今現在直すと1.29ですから、私としてはこの当時の1.84という数字は今後使うべきでないし、その現時点、現時点で、やっぱりきちんと費用対効果、これ私でも計算できましたから、市のほうでもきちんと計算して、こう

いう数字を使っていくというふうな市の立場であるということでしょうか。そこの費用対効果、これはもう1.84という数字は今後使う数字ではない。やっぱりその都度修正して市民にお知らせするという立場でよろしいかどうか、そこを確認させていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 1点ご指摘させていただきますけれども、この費用対効果の中に改修費や大規模改修費というのは含まれておりませんので、恐らく横垣議員の計算は、ちょっと間違えていると思います。まずそれ1点、指摘させていただきますけれども。

当然これからB/C、B/Cが求められるタイミングというのはそれぞれあるかと思えます。今回は、こういうご質問がありましたので、我々再算定させていただきましたし、今後はこの数字を使うこととなります。また、改修時には改修時の交付金等が必要となります。その際にもB/Cが必要となりますので、そのときの費用対効果を検証して、計算をして提出をするということになろうかと存じます。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そういう意味では、本当に新しいデータを市民にきちんと情報提供するよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の森林行政について再質問したいと思います。この森林環境譲与税であります、平成31年に決定されるから、まだわからないというふうな答弁でございますが、これは来年度の例えば大体いつごろには来るだろうかという、それ自体も全くわからないという状況でよろしいですか。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えいたします。

年明けの平成31年の通常国会において関連法案が提出される予定というふうに聞いております。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） そうすると、その法案が成立されないと、例えば大体何に使うだとかというの、全く今のところ何も検討もしていないということでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 立法の一般的な形成過程を申し上げれば、まず法案が閣議決定されて提出されます。その法案と予算がセットで、セットでというか、それぞれ国会の中で審議されますので、予算が通って法案が成立して、初めてその内容が明らかになり、それが地方公共団体の関連するものであれば、その後我々に対してその用途や、あるいは額というものの提示があるというふうに認識しております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） この森林環境譲与税について、私はかなり強い思いがあるのですが、これ一旦決まると、それこそ恒久財源になるのです。一時的なものでない。当初は200億円ぐらい、全国で200億円ぐらいで出発するみたいだけれども、最終的には600億円ぐらい。そうすると、これ先ほどの体育館のお話の計算ではないけれども、私の大体の計算だと、結構な、1,000万円前後の金額が来るのかなというふうな、これはあくまでも私の試算でございますが。

そうすると、今のむつ市の森林の年間予算が5,200万円。その中でもし1,000万円前後の、こういう税が恒久的に来るとなると、かなりなものができるかなというふうに期待しておりますので、ぜひ。来年決まるとなると、例えば3月定例会では大体めどは立つ感じ、6月定例会ではめどが立つか、そのところをちょっと、3月か6月、ま

たそのときできちんと一般質問やりたいと思うのですが、そこら辺のめどぐらい、ちょっと教えてもらえないですか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 我々が国会での審議というのを先取りして申し上げるということは当然できませんし、繰り返しになりますけれども、その法案、まず予算が憲法上恐らく先に決まると思います。それに合わせて、うまくいけば国会の審議状況ですけれども、法案も成立して、新年度に我々にそうした内示というのがあると認識しております。ただ、その新年度のうち、6月なのか、9月なのか、12月なのかということまで我々は現時点では把握してございません。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 森林について、ぜひ市長の思いというか、むつ市もかなり森林面積多いので、年間産出額は2億5,000万円ぐらいの金額ですか、平成25年度は。ところが、平成26年度は2億9,000万円ぐらいにふえて、これからは何かふえていくような答弁しておりましたが、この森林についての市長の思いというのをお聞きしたいと思えます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 森林を含め、むつ下北の豊かな自然については、しっかりと後世に残すべきものだと認識しております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 私は一般質問で何回か取り上げておりますが、ヒバ、津軽半島と下北半島というのは、やっぱり日本三大美林の一つであるこのヒバの産出地域なのです。そういう意味では、日本に誇れる、そういう材を産出する地域であるということで、このヒバについて、市長はどういう思いがありますか、ちょっとお聞きしたいなと。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ヒバも含めまして、森林資源などのむつ下北の豊かな自然につきましては、後世にしっかりと引き継ぐべきものだと認識しております。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 余りヒバについてあれこれと語ってくれないのですが、ぜひ語ってほしいなと思ってお聞きしたのですけれども。

私もどっちかというUターン組の者で、何かのきっかけがなければ都会に住んでいたのだらうと思うのですが。こっちに帰ってきて何かないかなということ、やっぱりこっちにしかないもの、そういう意味で私はヒバに目をつけて、今現在進行でいろいろ行動をしております。ヒバは、200年というスパンで見ないと立派な材にならないのですが、当然私1代では将来のヒバを見ることはできない。だけれども、今一生懸命苗木を植えたり、枝穂でふやしたり、またこの部分に植えれば、それが枯れてしまうのか、成長するのか、そういったのもいろいろ取り組んでいるところでございます。そういう意味では、今回のこの森林環境譲与税、これを活用して、それこそこのヒバというのが、しっかり大きい材が何本も下北半島から出荷できるとなれば、本当に日本一のヒバの産地になるのです。今のところ結構大きなヒバがある、脇野沢に千年ヒバがあるということで同僚議員が言うておりましたが、300年、400年物のヒバがあるところは、恐山の途中の冷水のところ。本当にそういう太い立派なヒバの材がいっぱいあります。あそこに観光客が泊まるので、ぜひ散策路をつくってヒバというのを堪能してもらいたいなと思ったりもしているのですが。これは、ちょっと話がずれますが。

この森林環境譲与税を使って、そういうヒバというのをしっかりと育てて、何か売り出すようなものになればいいなというふうに思っております。

ので、そういったところも含めて、ぜひ下北の森林行政、しっかりやってもらいたいということを要望して終わります。

以上です。

○議長（白井二郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（白井二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月11日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。

よって、明12月11日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、12月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決、請願上程及び委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時10分 散会